

ふくしまの復興・創生に向けた 提案・要望



平成29年6月8日

福島県

東日本大震災から7年目を迎え、当県は地震、津波、原発事故という甚大な複合災害に加え、根強い風評被害と風化という2つの逆風の中、県民のたゆまぬ努力に加え、国内外の方々からの温かい御支援により、着実に復興の歩みを進めてまいりました。

今春には、4町村で帰還困難区域以外の避難指示が解除され、小高産業技術高等学校の開校や、廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟開所などの新たな拠点施設の整備、東京オリンピック・パラリンピック競技大会での野球・ソフトボール競技の県内開催の決定、さらには全国新酒鑑評会における金賞受賞数5年連続日本一の快挙など、ふくしまの明るい光が一層強まりを見せております。

一方で、今もなお多くの県民が避難生活を続けており、帰還困難区域の復興や古里への帰還に向けた生活環境の整備を始め、事業・生業の再建、廃炉・汚染水対策、各分野での人材不足など、課題は山積しており、当県の復興はいまだ途上にあります。

政府におきましては、こうした当県の現状を踏まえ、様々な施策や事業の実施、福島イノベーション・コースト構想等の推進、所要の財源確保など、当県の復興の加速に御尽力いただいております。さらに今般、福島復興再生特別措置法を改正いただいたところで

「復興・創生期間」の2年目を迎える中、これらを活かしながら避難者の支援や特定復興再生拠点の整備など、復興の土台を固める取組を着実に進めていくことはもとより、依然として残る様々な課題に果敢に挑戦し、福島県全体の復興・創生を全力で実現させなければなりません。

国におかれましては、総力を挙げて、当県の復興・創生に最後まで責任を持って対応していただきますよう、次のとおり要望いたします。

平成29年6月8日

福島県知事 内堀雅雄



目 次

<最重点要望項目>

I	全般的事項	1
II	避難地域・浜通りの復興再生	5
III	福島イノベーション・コースト構想の推進・新産業の創出	14
IV	原子力発電所事故への対応	22
V	風評払拭・風化防止対策の強化	30
VI	県民の健康と安全・安心を守る取組	33
VII	産業再生・インフラ整備	39
VIII	地方創生及びオリンピック・パラリンピック	44

<重点要望項目>

I	全般的事項	4 5
II	避難解除等区域等	5 4
III	生活環境	5 5
IV	保健・医療・福祉	6 3
V	商工労働・観光交流	7 2
VI	農林水産業	7 6
VII	県土整備	9 1
IX	教育	9 5

＜最重点要望項目＞

I 全般的事項

1 福島復興再生特別措置法及び基本方針等に基づく当県の復興加速化

【内閣官房, 内閣府, 警察庁, 復興庁, 総務省, 外務省, 財務省, 文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 環境省】

当県の原子力災害からの復興・再生の更なる加速に向け、改正福島復興再生特別措置法に定められた帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、相双復興官民合同チームの体制強化、福島イノベーション・コースト構想の推進、風評被害の払拭などを始め、廃炉・汚染水対策や、除染の確実な実施、避難者の生活再建、新産業の育成・集積、再生可能エネルギー先駆けの地の実現、教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備など、直面する多岐にわたる課題に対し、国が一体となって総合的な施策を推進するとともに、復興が成し遂げられるまでの間は、必要な予算を十分かつ確実に確保すること。

また、当県の復興の現状や施策の進捗状況を十分に勘案し、当県の「復興・創生」に必要な施策について、地元の意見を踏まえ、福島復興再生基本方針や避難解除等区域復興再生計画等について必要な見直しを速やかに実施すること。

なお、復興庁の設置期間は復興庁設置法により平成32年度末までとなっており、「復興・創生期間」後の福島の復興及び再生のあり方については、当県の特殊な状況を鑑みて、今後適切な時期に検討を進めること。

2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等

【内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省】

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

平成30年度以降においても、復旧・復興事業等について通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分について、引き続き、震災復興特別交付税による財源措置を確実に講じること。

(2) 復興交付金の予算確保と運用の改善

① 復興交付金については、復興が完了するまで、必要な予算を確保すること。

② 復興のステージに対応して、効果促進事業費の一括配分の対象事業の追加を行うなど、被災自治体にとって真に使いやすい制度となるよう改善を図ること。

また、効果促進事業費の一括配分が、使途の自由度の高い資金として創設された趣旨を踏まえ、被災自治体の創意工夫による復興まちづくり事業が迅速かつ確実に実施できるよう、柔軟な運用を図ること。

(3) 福島再生加速化交付金の予算確保等

長期避難を余儀なくされながら帰還困難区域等の復興再生を目指す地域、避難指示解除により復興のスタートラインに立った地域など、地域により復興のステージが異なることから、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（子ども元気復活交付金）、帰還加速のための生活環境向上対策等（帰還環境整備交付金）について、すべての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるまで、長期的に十分な予算を確保すること。

特に、帰還環境整備交付金については、復興や住民帰還の進捗に伴って生じる新たな課題等に対応できるよう、以下の措置を講じること。

- ① 運用の弾力化（面整備事業と一体的に施行すべき道路事業を始めとする対象事業の幅広い活用を可能とするなど）
- ② 各避難市町村における復興の進捗状況に応じた対象事業や対象経費の追加・拡充（特定復興再生拠点区域や福島イノベーション・コースト構想に関連する道路インフラ整備等の復興・創生期間後も対応が必要な事業など）
- ③ 基金化可能事業の拡充（相談員配置や個人線量管理等の継続的対応を要するソフト事業など）
- ④ 柔軟な事業執行や事務手続の簡略化の実現等に向けた、効果促進事業の一括配分化と随時受付の実施

(4) 被災者支援総合交付金の予算確保等

仮設住宅等での避難生活から災害公営住宅等への移行等まで、各地域の被災者支援を取り巻く課題に対応し、一貫した支援を行うことで、被災者の生活再建を図るとともに、民間団体による相談・見守り、交流活動などを通して、被災者の自立に向けた支援を行う必要があることから、平成28年度に創設された被災者支援総合交付金については、長期にわたる予算の確保等を講じること。

3 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を強化するとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税により措置すること。

Ⅱ 避難地域・浜通りの復興再生

4 避難地域の復興実現

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興・再生には、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域の整備のほか、避難指示が解除された地域の医療、介護、商業施設の運営経費支援や人材確保、教育支援の強化、鳥獣被害対策、荒廃抑制のための除草、治安の確保、地域公共交通網の構築などの生活環境整備や、産業・生業の再生を迅速に進め、「福島12市町村の将来像」に描かれた姿を確実に実現しなければならない。

このため、国の責務として、中長期にわたり財源を確保するとともにその実現を図ること。

5 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、国土交通省、環境省】

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定に当たっては、市町村の計画を最大限に尊重し、それぞれの地域の実情に応じた復興・再生に取り組むことができるようにすること。

また、特定復興再生拠点区域の整備においては、十分な予算を確保するとともに、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に行うこと。

帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村による中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援し、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示を解除すること。

6 被災事業者等の支援

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省】

被災12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、改正福島特措法に体制強化が位置づけられた福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チームの中核組織）により、個別の事業者等の活動に迅速に対応していく段階になっているため、国が引き続き主体的に関与するとともに、国・県・民間が一体となって動ける体制づくりなど同チームの支援体制の強化を確実に実施すること。

併せて、原子力被災事業者事業再開等支援事業や原子力災害被災地域創業等支援事業、福島県営農再開支援事業等の既存支援策を平成30年度以降も継続するとともに、十分な予算を確保すること。

7 避難地域の介護サービス提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難指示解除地域では高齢者の帰還割合が高くなることが見込まれている中で、深刻な介護人材不足により必要な介護サービスが提供されない状況であり、住民の帰還を促し真の復興を実現するため、福祉・介護人材の確保や介護サービス事業者への支援について、復興・創生期間において以下のとおり特段の措置を講じること。

(1) インセンティブによる福祉・介護人材の確保

県外からの福祉・介護人材確保支援事業における就職準備金の上乗せや帰還者への対象の拡大を図ること。

(2) 人的支援制度の創設

当該地域に、応援職員としてリーダー的な介護人材を供給するため、応援元・応援先の給与差や通勤費、応援元事業所への必要経費等、所要の財政支援を行うこと。

(3) 経営環境が整うまでの緊急避難措置としての運営費の支援

① 入所施設について、介護職員不足により入所制限せざるを得ないことによる減収相当額に対して財政支援を行うこと。

② 特に不足が見込まれる訪問介護、訪問看護について、避難指示解除地域で事業者がサービスの提供を行う場合、当該サービスに対する補助制度を創設すること。

(4) 福祉・介護人材の確保のための総合的な財源の中長期的な確保

当県においては、原発事故の影響による人材の県外流出により、避難指示区域等に人材を押し出す余力がないため、当該区域の福祉・介護人材の確保を図るためには、総合的な対策を並行して行うことが必要であり、イメージアップ、初任者研修による底上げ、職場体験等のソフト対策を継続して実施するための中長期的な財源を確保すること。

8 避難地域等の教育環境の整備・充実

【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

持続的な地域づくりには、将来を担う子どもたちの存在が不可欠であり、学校再開に当たっては、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育が必要である。

当県でも昨年7月「福島県学校再開支援チーム」を設置し、きめ細かな支援を行っているところであるが、国においても避難地域12市町村に対するハード面・ソフト面への力強い支援を行うこと。

① 子どもたちや保護者が帰還して通いたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるため、ICT教育のコーディネーター等の人材確保及び財政支援を行うこと。

また、12市町村における魅力的な教育プログラムに対する学校裁量経費について、継続的に予算を確保すること。

② 復興の進捗に伴う新たな課題となっている、帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、国において予算措置を講じるとともに、市町村を跨いだ運行ができるようにするなど、制度を改善すること。

(2) 双葉郡に設置する中高一貫校への継続的支援

双葉郡教育復興のシンボルとして仮校舎で教育活動を行っている、ふたば未来学園高等学校及び平成31年度に設置される併設中学校の本校舎・寄宿舎の整備と、教材や備品、外部講師招へい等の教育活動の充実に係る予算を確保するとともに、「福島県教育復興推進事業」に係る予算を拡充すること。

また、引き続きサテライト校で教育活動を行っている高校等を支援するための予算を確保すること。

(3) 継続的な教職員の加配措置

未だ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることや、不登校児童生徒数の増加などの課題に加え、帰還・再開した学校の運営を軌道に乗せる必要があることから、心のケアや学習指導などのきめ細かな教育支援等を十分行うための教職員加配を継続すること。

また、当県教育復興の拠点となるふたば未来学園高等学校及び小高産業技術高等学校の創造的復興教育への支援を行うために必要な教員の加配措置を講じること。

(4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を継続すること。

また、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組に対する予算を引き続き確保すること。

(5) 幼稚園、小・中学校、高等学校への特別支援教育支援員の配置拡充

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員を継続して配置できるよう、予算の確保・拡充を図ること。

9 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【復興庁、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域の復興に向けた道路整備のための予算確保と国直轄代行の整備促進

① 住民帰還の加速や産業再生を支える「ふくしま復興再生道路」や、中通りや会津から浜通り地方へ連絡する東西連携道路等の整備を早急に進めるため、社会資本整備総合交付金（復興枠）及び震災復興特別交付税等の充実と継続を図るとともに、復興事業が完了するまで、必要な予算を確保すること。

また、復興事業の進展等で新たに発生する課題への対応等については、必要な措置を講じること。

② 避難解除等区域における帰還する避難者の生活を支え地域再生を図るため、国代行事業に採択された、国道399号十文字改良及び吉間田滝根線広瀬改良の整備促進を図ること。

(2) 常磐自動車道への追加ICの整備

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要がある。

このため、追加ICについては、平成27年6月に大熊町、双葉町に設置が認められたところであるが、南相馬市小高区、富岡町も同様の対応が必要であり、これら4箇所全ての追加ICの早期整備が図られるよう、十分な財源の確保を含め、県・市・町に対する支援の充実を図ること。

(3) 常磐自動車道をはじめとする浜通り軸の強化

- ① 常磐自動車道については、「いわき中央 I C～広野 I C 間」、「山元 I C～岩沼 I C 間」の 4 車線化及び、残る暫定 2 車線区間における付加車線工事の早期完成を図ること。
- ② 浜通りの復興支援・地域振興のため、常磐バイパスの平成 29 年度内のできるだけ早い時期での供用及び国道 6 号 勿来バイパスの早期完成を図ること。

(4) 北部軸を形成する東北中央自動車道（相馬～福島間≪復興支援道路相馬福島道路≫）（福島～米沢間）の予算確保・早期整備

東日本大震災からの早期復興を図るリーディングプロジェクトとして整備が進められている東北中央自動車道（相馬～福島間）については、事業進捗が図られているところであるが、以下の措置を講じること。また、（福島～米沢間）については、平成 29 年度内のできるだけ早い時期での供用を図ること。

- ① 相馬玉野 I C～（仮）霊山 I C 間の平成 29 年度内のできるだけ早い時期での供用及び相馬 I C～相馬山上 I C 間の平成 30 年度の確実な供用を図るとともに、平成 32 年度開通目標区間の一日も早い供用を図ること。
- ② 開通予定が示されていない（仮）福島保原線 I C～（仮）国道 4 号 I C 間 2.8 km について、速やかに開通目標期限を示すこと。
- ③ 相馬～福島間について区間完了後は順次、直轄指定区間に編入すること。

10 避難地域における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援

【復興庁、国土交通省】

(1) 避難地域における地域公共交通ネットワーク構築の支援

避難住民の帰還促進や生活の利便性の向上を図る持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通確保維持事業について、地域の実情に応じた柔軟な運用を図るとともに、中長期にわたり予算を確保すること。

(2) バス購入補助の充実・強化

避難地域については、これから本格的に生活の足となるバス路線の運行が始まる地域であり、避難地域の路線バスを運行する交通事業者が、不採算路線を多く抱え、経営面や資金繰りが年々厳しさを増していることなどの特殊性や緊急性を踏まえ、交通事業者負担を軽減し、避難地域のバス路線の確保・維持を図るため、バス購入時の一括補助の措置を講じること。

11 JR常磐線の早期全線復旧と基盤強化

【復興庁、国土交通省】

(1) JR常磐線の早期全線復旧

JR常磐線は、避難地域はもとより、浜通り地方の復旧・復興にとって重要な大動脈であることから、JR東日本に対し一日も早い全線復旧をするよう指導すること。

(2) JR常磐線の基盤強化

浜通り地域の復興に向けては、首都圏等とのアクセス向上が重要な要素となってくることから、JR常磐線の早期復旧と併せて、線形改良や道路との立体交差等による高速化や複線化による利便性の向上などの基盤強化をJR東日本に対し指導すること。

12 国営追悼・祈念施設（仮称）の早期事業化と県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援

【復興庁、国土交通省】

国営追悼・祈念施設（仮称）と一体的に整備する復興祈念公園について、「福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）」の提言内容を踏まえ、基本構想を策定し、今後検討する公園の基本計画策定等を進めるとともに、国営追悼・祈念施設（仮称）の早期事業化を図ること。

また、県の復興祈念公園の整備については、完成するまで、全面的な財政支援を行うこと。

Ⅲ 福島イノベーション・コースト構想の推進・新産業の創出

13 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【内閣府, 復興庁, 総務省, 文部科学省, 農林水産省, 経済産業省,
資源エネルギー庁, 国土交通省, 観光庁】

福島イノベーション・コースト構想については、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指し、廃炉やロボット技術に関連する研究開発拠点の整備を始め、再生可能エネルギーや次世代エネルギー技術の積極導入、先端技術を活用した農林水産業の再生、さらには未来を担う人材育成、研究者や来訪者に向けた生活環境の確保や必要なインフラ等様々な環境整備を進めるものであり、今般の改正福島復興再生特別措置法により、本構想が法定化され、国として推進すべきものと位置付けられた。

構想とりまとめから3年、檜葉遠隔技術開発センター、廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟、福島ロボットテストフィールド、情報発信拠点（アーカイブ拠点）など拠点の整備は着実に進展しており、今後は、浜通り地域等における拠点を活用した産業集積をいかに効果的に進め、研究者等の交流人口の拡大を促進していくか等、本構想推進の効果を地元企業に確実に裨益させることが重要である。

また、小高産業技術高等学校の開校やふたば未来学園高等学校における新たな取組が進んでいるが、今後は本構想を担う人材育成をより一層充実する必要がある。さらには、初等中等教育のみならず、未曾有の複合災害を経験した当県でしか行うことができない高等教育研究機関による知の集積も進めていかなければならない。

本構想の当面の目標である2020年に向けて更なる推進ができるよう、今夏設立予定とされる閣僚会議等を通じた政府全体での一層の連携強化の下、以下の5つの項目について、県と緊密に連携し推進すること。

(1) 福島イノベーション・コースト構想の推進体制の強化

当県は、国、県、自治体、企業、研究機関等を始めとした産学官の連携強化を進めるため、本構想推進の中核的な機能を担う推進法人を設立し、福島ロボットテストフィールドや情報発信拠点（アーカイブ拠点）の運営等を通じ、浜通り地域等における本構想に関する研究・技術開発（イノベーション）の創出・促進、事業可能性の調査、関係者間の連携交流、総合的な情報発信等を行うなど、本構想の推進体制を抜本的に強化することとしている。

このため、安定的な運営基盤構築に向け、基金化の検討も含め、体制強化に必要な予算を確保すること。

(2) 産業集積及び交流人口の拡大

① 地域復興実用化開発等促進事業の継続

浜通り地域等において新産業を創出・集積していくためには、地元企業と県内・県外企業が連携しながら、ロボットやエネルギー、環境・リサイクル等様々な分野で新技術の実用化開発を進めることが必要であることから、地域復興実用化開発等促進事業について、重点分野のプロジェクトの一層の推進に向け、十分な予算を確保すること。

② 官民合同チームと連携した産業集積策の推進

本構想への地元企業の参画等を促進するため、福島相双復興官民合同チームとも連携した、県内・県外企業、産学官等のマッチング機会の創出を図るとともに、効果的な産業集積に必要な支援を行うこと。

③ 交流人口の拡大のための施策の推進

本構想に係る拠点や地元企業と県内・県外企業等との連携を促進し、浜通り地域等への来訪者増加の取組を進めること。

(3) 構想を担う人材の育成

① 福島イノベーション・コースト構想を担う教育・人材育成の充実

本年4月に新たに開校した「小高産業技術高等学校」の教育環境整備を図るため、生徒が安心して通学するためのスクールバスの運行及び設備・備品購入等に係る予算を確保すること。

また、本構想の核となる研究者や起業家、実業家などのトップリーダーや、ロボット技術や医療機器などの開発に携わる専門的な工業人材、バイオマスの活用や植物工場などの農業イノベーションを担う人材など、高等学校における構想の担い手となる人材の育成に向けた教育環境整備に必要な予算を確保すること。

さらに、義務教育段階からの放射線・防災教育、理数教育やグローバル教育など、次世代の福島を担う人材育成を支援するための予算を確保すること。

② 浜通り地域等における大学等の研究活動の連携支援

世界的にも過去に類を見ない複合災害に見舞われた当県の浜通り地域等においては、福島大学等の県内大学に限らず、県外大学等の高等教育機関により、放射線研究や農業分野など、甚大な被災地である当県復興に不可欠なテーマに関し、様々な研究活動が行われている。

福島の地に世界の英知、知見を集積させていくことによって、日本の再生や世界的な学術研究活動へ貢献することが可能となる。

このため、本構想を支える人材育成と国際的な知見の集積を促進するため、浜通り地域等で大学等が実施する、当県復興につながる研究活動の促進や学会開催に必要な予算を確保すること。

(4) 拠点の整備等各プロジェクトの着実な推進

① 廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成

檜葉町に整備した檜葉遠隔技術開発センターや富岡町に整備した廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊町に整備予定の大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

② 福島ロボットテストフィールドの整備等

福島ロボットテストフィールド関連施設の着実な整備に向け、引き続き十分な予算の確保と事業の進捗に応じた予算措置を講じるとともに、施設の安定的な運営を図るため、自立経営が可能になるまでの当分の間の運営費の支援を行い、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、運営法人への人的支援や必要となる高度人材の確保に取り組むこと。

また、ロボット認証制度及びオペレータ検定制度に必要な試験方法並びに無人航空機の安全運行管理技術の研究開発、官公庁や自治体におけるロボットの利用促進を進めるとともに、施設の利用が安定的に確保されるよう、産学官関係者の入居や利用の促進を図ること。

さらに、2020年ワールドロボットサミットの福島ロボットテストフィールドでの開催に向け、競技人口や観客数の拡大を図るため、競技者拡大や広報活動など必要な措置に取り組むこと。

加えて、拠点整備やワールドロボットサミットの開催を契機に福島県内でのロボットの研究開発を促進するため、ロボットに関する国研究開発予算において、福島県からの提案の組成に協力すること。

③ 農林水産分野イノベーション・プロジェクト

避難地域等の農林業の再開を促進するため、本構想に基づく農林水産分野イノベーション・プロジェクトに掲げた技術の開発・実証を支援するとともに、開発した技術・機械等の導入についても支援すること。

また、当県水産業の復興・再生を図るため、福島県水産試験場の機能強化に必要な施設整備等について、引き続き予算確保を図ること。

④ エネルギー関連産業

復興に向けたまちづくりを進める上で、各プロジェクトの推進は重要であり、引き続き必要な予算を確保すること。特に、福島新エネ社会構想が策定されたところであり、「復興まちづくりのためのスマートコミュニティ形成プロジェクト」及び「水素によるエネルギー貯蔵・効率的利用プロジェクト」におけるモデル事業の実施に必要な予算を確保すること。

⑤ 情報発信拠点（アーカイブ拠点）の確実な整備

福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していくために整備する情報発信拠点（アーカイブ拠点）について、着実な整備とその後の安定した運営が可能になるよう継続した支援を行うこと。

(5) 拠点を核とした周辺生活環境整備の促進

本構想で整備される拠点が活用され、産業集積が一層進められていく過程では、拠点従事者等の浜通り地域等での滞在環境の確保や拠点間の地域公共交通の確保が必要であることから、道路等の必要なインフラ整備はもとより、地元市町村等のニーズを踏まえた滞在環境を整備するための仮設住宅等の改修費用への支援や、新たな交通環境確保に関する事業性調査等に必要な予算を確保すること。

14 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び政府主導で策定された「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現モデル構築等の各分野について関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、特に以下について強力に支援すること。

(1) 福島新エネ社会構想の推進

- ① 全県的な再生可能エネルギーの導入拡大に向け、系統増強を促進する措置を講じるとともに、電源制御など系統の運用ルールの見直しを図ること。
また、設備認定が失効又は取り消された事業者に対し、系統連系接続枠の速やかな放棄を義務付ける等の仕組みを構築すること。
- ② 福島新エネ社会構想に基づき平成29年度当初予算で措置された補助事業について、阿武隈山地・沿岸部における風力発電や、避難解除等区域における再生可能エネルギー発電設備等を最大限に導入するための必要な予算を継続的に確保すること。
- ③ 水素社会実現のモデル構築に向け、世界最大となる1万kW級の大規模水素製造拠点について、国家プロジェクトとして必要な予算を確保し、着実な整備を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピックでの活用方策や実証後の活用についても検討を進めること。
- ④ 全県的に地産地消型エネルギーシステムの構築を推進していくため、再生可能エネルギーの導入拡大と効率利用につながり、電気とともに熱の面的利用の拡大も図れるスマートコミュニティについて、再生可能エネルギーや水素の活用によるまちづくりが実現できるよう、当県向けの特例な財政支援を継続すること。

(2) 再エネ関連産業の集積に向けた技術開発の推進

- ① 平成26年4月に開所した産総研福島再生可能エネルギー研究所のシーズ支援プログラム等により、県内企業が開発した技術が、実用化・事業化のステージを迎えているところであり、その動きを更に加速するため、同研究所が支援する県内企業の技術開発や、地元大学等と連携した産業人材の育成などの取組に対し、必要な予算を確保すること。
- ② 当県発の再生可能エネルギー関連の技術について、実用化・事業化の動きを更に加速するため、県内企業が行う実用化に向けた技術開発への支援に必要な予算を確保すること。
- ③ 福島発の新技术や新製品、新たなビジネスモデルが次々と生み出される環境を創出するため、当県が設立した再生可能エネルギー分野に特化した中核的支援機関が行う再生可能エネルギーに関する研究開発から実用化、販路開拓、海外展開などのコーディネート活動に必要な予算を確保すること。
- ④ 福島において浮体式洋上風力発電の国際標準を先導するような研究開発、試験活動の強化・機能の集積を行うため、国として浮体式洋上風力発電実証研究事業を着実に推進するとともに、浮体式洋上ウインドファームの実現に向けた支援を行うこと。

15 医療関連産業の集積・振興の支援

【復興庁、経済産業省】

福島復興及び再生をさらに進めるためには、新たな時代をリードする産業を創出し、雇用の拡大を図ることが重要であり、医療関連産業の育成・集積を図るため、平成28年11月に「ふくしま医療機器開発支援センター」を整備したところであるが、我が国の医療機器産業の裾野拡大や医療福祉機器開発を牽引するナショナルセンターとして機能するためには、国際化に対応する取組が必要である。

については、センターを核とした医療関連産業の更なる集積を図るため、支援ネットワーク機関等の関係機関と連携し、センター利用の促進を図るとともに、国内医療福祉機器産業の国際競争力強化に向け、センターを活用した新たな施策を講じること。

16 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援

【復興庁、経済産業省】

当県においては、これまで航空宇宙産業への参入に向け、普及啓発や認証取得支援を行ってきたところであるが、新たな産業基盤の一つとして育成・集積し、当県産業の復興・再生を加速化させるためには、これまでの実績を生かすとともにさらに発展させた取組が必要である。

については、中核企業を核とした関連企業クラスター形成や県全体における関連企業の技術力向上を図るため、公設試験研究施設（ハイテックプラザ）の機能強化やサプライチェーン拡大など航空宇宙産業の育成・集積への取組に必要な予算を確保すること。

IV 原子力発電所事故への対応

17 東京電力福島第二原発の廃炉

【内閣官房、経済産業省、資源エネルギー庁】

原子力発電所事故により甚大かつ広範囲な被害を受けた当県は、県内原発の全基廃炉を前提とした『原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり』を復興の基本理念の一つに掲げている。

東京電力福島第一原発については、平成26年1月までに全基廃炉が決定されたところであり、東京電力福島第二原発についても、国の責任において廃炉を決定すること。

18 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

今なお多くの県民が避難を余儀なくされ、根強い風評が続いている当県の復興・再生を実現するため、原子力政策を推進してきた国の責任において、以下の課題について確実に措置を講じること。

(1) 廃炉に向けた取組

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は当県復興の大前提であり、燃料デブリの取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、国において以下の措置を講じること。

- ① 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。
- ② 汚染水問題を含む廃炉に向けた取組については、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組むこと。
- ③ 今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、東京電力に対し、周辺環境に影響を与えることのないよう、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を求めるとともに、これらの取組に対する指導・監督体制を強化すること。
- ④ 今後の廃炉作業を担う作業員が安定的に、安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施等、労働環境の整備全般について東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。
- ⑤ 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組を分かりやすく、正確に情報発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に努めるよう、東京電力を指導、監督すること。

(2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害を想定した広域避難が支障なく進むよう、国がバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらにはスクリーニング実施などの全面的な支援体制を構築するとともに、県域を越えた広域避難における関係機関との調整に努めること。

(3) 環境放射線モニタリングの充実

現在も原子力発電所事故は収束しておらず、廃炉に向けた作業の長期化や想定外の事故等も懸念される中、県民生活の安全・安心に向けて、モニタリングの継続は、当県復興の大前提である。

また、避難指示の解除が進みつつあるが、帰還困難区域が隣接するなどの不安から帰還をためらう住民は未だ多い状況にあることなどを踏まえ、国において以下の措置を講じること。

- ① 県内全域でのモニタリングを継続するとともに、旧避難指示区域においては、帰還困難区域を始めとして、帰還する住民の意向を踏まえたモニタリングを充実すること。
- ② 県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。
- ③ 除染や中間貯蔵施設の整備の進展、更には地域住民の意向を十分に踏まえたモニタリングを継続すること。

19 除染等の推進

【復興庁、林野庁、環境省】

(1) 除染の確実な実施と経費の措置

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の主体的責任の下、フォローアップ除染等の追加的な措置や森林除染への対応、除去土壌の早期の搬出や仮置場等の適正な管理など必要な除染等の措置は確実に実施すること。

また、除染対策基金の積み増しなど除染に必要な経費について確実に予算を確保すること。

(2) 帰還困難区域における除染

特定復興再生拠点区域を始めとする帰還困難区域の除染について、関係市町村の実情に配慮しながら、確実に対応すること。

また、対応に必要な経費について確実に予算を確保すること。

(3) 放射性物質汚染対処特別措置法以外で生ずる土壌等の処理

道路側溝堆積物など放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染以外で生ずる土壌等の処理について、引き続き必要な予算を確保すること。

(4) 森林における放射性物質対策

「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を具体化するに当たっては、地元市町村等の意向を十分に踏まえて、着実に進めるとともに、地域ごとに異なる汚染や復興の状況に留意して中長期的な観点から予算を確保すること。

(1) 地権者への説明等

中間貯蔵施設に関しては、地権者の理解が何よりも重要であるので、引き続き、分かりやすい、丁寧な説明を行うとともに、地権者に寄り添った対応を行うこと。

(2) 輸送の安全・確実な実施

輸送を安全・確実に実施すること。今後輸送量が大きく増加することを踏まえて、輸送ルートに沿道住民や一般の運転者等の不安解消に努めるとともに、渋滞対策を含む道路交通対策を前倒しで実施し、輸送の安全確保に万全を期すこと。

(3) 中間貯蔵施設整備への取組

当県の一日も早い環境回復に向け、国が示した「当面5年間の見通し」及び事業の方針に基づき、中間貯蔵施設事業について、施設設置者として責任を持って着実に進めること。

(4) 県外最終処分の確実な実施

搬入後30年以内の県外最終処分が確実に実施されるよう責任を持って取り組むこと。

なお、除去土壌等の減容・再生利用の技術検討や研究開発に当たっては、安全を最優先とすることはもとより、国民理解の醸成を図りながら進めること。

21 特定廃棄物埋立処分事業

【復興庁、環境省】

(1) 地元への丁寧な説明

埋立処分事業に関しては、地元の理解が何より重要であることから、引き続き、国が責任を持って、丁寧に対応すること。

(2) 施設及び輸送の安全・安心の確保

国、県、富岡・楡葉両町で締結した安全協定に基づく取組を確実に実施するとともに、県・両町と協議の上、輸送計画を策定し、施設及び輸送の安全・安心を確保すること。

(3) 富岡・楡葉両町の地域振興策の着実な取組

両町の復興状況や意向を十分に踏まえ、国が責任を持って地域振興策の具体化を図ること。

22 原子力損害賠償の確実な実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

(1) 被災地の実情に応じた「指針」の適時・的確な見直し等

被害者の生活や事業の再建につながるよう、被災地の実情に応じた「指針」の適時・的確な見直しを行うことはもとより、個別具体的な事情への対応を含め、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うよう、東京電力を指導すること。

(2) 営業損害や風評被害の賠償の的確な実施等

営業損害や風評被害の賠償について、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせるとともに、避難指示区域外における来年以降の農林業の賠償について、関係者の意見を十分に踏まえた上で賠償基準等を策定させること。

(3) 地方公共団体に係る賠償

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、迅速かつ確実に賠償を行わせるとともに、財物に関する損害については、賠償基準を早急に明示し、速やかに賠償を行わせること。

(4) 住民帰還に向けた支援策の実施

住宅確保や就労、事業再開等の支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

23 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援 【復興庁、文部科学省、農林水産省】

原子力災害からの当県の復興・創生のため、農・環境分野や再生可能エネルギー、双葉郡の教育への復興支援など、福島大学が果たしている役割、機能の重要性を踏まえ、福島大学が今後とも安定的・継続的に運営され、震災復興に向けた取組の実施等により地域貢献ができるよう、以下の総合的な支援措置を講じること。

(1) 新学類「食農学類（仮称）」の設置に向けた十分な支援

当県の震災・原発事故からの農業の復興・再生、さらに今後の我が国の農業振興を図るため先駆的な取組を行い、地域のリーダーを育成する「食農学類（仮称）」の設置（平成31年4月設置構想中）に向けた十分な支援を行うこと。

(2) これまでの震災復興に向けた取組の継続

震災復興支援機関である「うつくしまふくしま未来支援センター」及び「環境放射能研究所」の安定的・継続的な運営のための財政支援を行うこと。

(3) 運営費交付金の十分な確保

震災復興に向けた取組への基盤となる運営費交付金を十分に確保すること。

V 風評払拭・風化防止対策の強化

24 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、観光庁、環境省】

(1) 風評払拭・風化防止に必要な財源の確保

復興・創生期間後も継続する当県の原子力災害からの復興を確実に成し遂げる前提となる風評払拭及び風化防止対策については、引き続き長期にわたる粘り強い取組が不可欠であることから、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等が継続的に取り組むことができるよう必要な財源を十分に確保すること。

とりわけ、農林水産物を始めとした県産品の販路回復・開拓や観光誘客の促進、教育旅行の回復に向けた継続的な取組が重要であることを踏まえ、十分な財源の確保を継続すること。また、国内外への正確な情報発信の取組について、必要な財源を確保すること。

(2) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の更なる推進

国民に正確な理解を促す安全・安心のための放射線リスクコミュニケーションを更に推進すること。

国及び関係機関の広報媒体の活用や国主催の会議等の誘致による国内外への正確な情報の発信を強化すること。

日本産食品の輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働きかけや、諸外国の渡航制限解除及び外国人観光客の誘致等を強化すること。

25 農林水産物の安全確保と風評対策の強化

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、水産庁】

(1) 県産農林水産物の安全確保と風評対策の継続

当県農林水産物の再生のためには、根強く残る風評を払拭することが不可欠であるため、「福島県農林水産物再生総合事業」による生産から流通・販売に至る総合的な対策を風評の影響がなくなるまで継続的に実施できるよう「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会」での議論の進捗を踏まえて、必要な予算を確保するとともに、状況の変化に応じた柔軟な運用ができるようにすること。

(2) G A P 認証の着実な推進のための支援の拡充

当県は、風評・風化対策の基盤となるG A P 認証の取得に県を挙げて取り組んでいるが、その認証取得に必要な施設等の生産条件整備についても支援対象となるよう、制度の見直しを行うこと。

(3) 国による農林水産物の風評対策の強化

当県農林水産物の流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づき流通関係団体への指導等を一層強化すること。

また、消費者や流通業者等に対し、緊急時環境放射線モニタリングの検査体制や検査結果など農林水産物の安全性に関する情報の周知の徹底を図るとともに、諸外国に対する輸入規制解除の働きかけも含めた実効ある風評対策を強力に展開すること。

26 観光復興関連事業及び教育旅行への支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) 観光の風評対策への支援

教育旅行を始めとした当県の観光客入込数は、依然として震災前の水準まで回復しておらず、被災地の現状を知る取組など長期にわたる対応が必要であることから、県が実施する教育旅行の誘致を始めとした風評対策や観光復興対策（特にインバウンド）に対し、引き続き財政支援を行うとともに、当県への誘客に向けて積極的に支援すること。

(2) 海外からの誘客に向けた支援

中国など諸外国の渡航注意喚起の撤廃への働きかけを行うとともに、当県に対する正しい理解を深めるための効果的な情報の発信と外国人観光客の誘致に努めること。

また、福島空港国際定期路線の早期再開を、政府が前面に立って関係国へ働きかけること。

(3) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種イベントを当県で開催できるよう誘致に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、財政支援を講じること。

27 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省】

(1) 避難者の生活再建支援

地震・津波や原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間借上げ住宅等を含む）から恒久的な住宅への円滑な移行支援など、生活再建に向けて国が前面に立って、県・市町村と連携して取り組むこと。

また、避難指示が解除された区域における移転費用や自宅の修繕費用などの補助等による帰還促進の取組、及び児童・生徒の通学、遠方の医療機関への通院、日用品の買い物などに要する費用や子育てに要する費用などを補助する自立支援の取組に対する財源の確保など、避難指示及び解除を行った国の責任において、生活環境の整備のみならず、復興の主役となる住民の帰還に直接つながる対策に国が前面に立って取り組むこと。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間借上げ住宅等を含む）の供与期間については、避難指示が継続している区域の避難者等が、恒久的な住宅へ円滑に移行し、居住の安定が確保されるまで、同法による供与期間の適切な延長を行うこと。

また、避難の長期化に伴う生活環境の変化の実態を踏まえ、借上げ住宅間の住み替えについて、災害救助法の柔軟な適用を図ること。

なお、平成30年4月以降は、応急仮設住宅（民間借上げ住宅等を含む）の供与期間の延長も踏まえ、避難者の居住の形態（仮設住宅や借上げ住宅、借家など）にかかわらず住居の確保に係る必要な措置を講じること。

(3) 県内外の避難者支援の取組に必要な財源確保等

避難生活の長期化に伴い、住まいや心身の健康、今後の生活の見通しなど、避難者の抱える課題は多様化・複雑化していることから、当県が実施する避難者への見守りや相談支援等の取組に対し引き続き被災者支援総合交付金等による財政支援を継続すること。

また、避難者が避難先でふるさととの絆を保つことができるよう、避難者向け地域情報紙の発行などの当県が実施している情報提供の取組に対し引き続き震災復興特別交付税により措置するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する情報提供の取組に対しても必要な財政支援を継続すること。

(4) 高速道路無料措置の延長

避難生活が長期化する中、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、平成30年3月31日まで実施されている旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、帰還できるまで延長すること。

また、自主避難している母子避難者等を対象として平成30年3月31日まで実施されている高速道路無料措置は、母子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえて延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

(5) 被災者の心のケアへの支援

震災から6年が経過し、長期化する避難生活や避難指示解除に伴うふるさとへの帰還、復興公営住宅等への転居による生活環境の変化など、県内外に避難する県民は依然として高いストレス状態にあるため、被災者への心のケアは長期的な取組が必要であることから、国は以下の措置を講じること。

① 被災者の心のケア支援事業費補助金の継続に向けた必要な予算を安定的に確保すること。

また、単年度雇用では人材確保が難しい臨床心理士や精神保健福祉士等専門職員の確保のため、コミュニティ交流員と同様、複数年雇用が可能となるよう基金化するための措置を講じること。

② 避難先の都道府県において、福島県民に対する支援事業を継続できるよう、地域自殺対策緊急強化基金の実施期間を延長するとともに、必要な予算を確保すること。

また、避難の有無に関わらず原子力災害という世界に例のない災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に十分取り組むことができるよう、平成26年度まで全額国庫負担で自殺対策事業を実施してきた経過も踏まえ、国において当県の自殺対策に必要な予算を確保すること。

(6) 被災者に係る国民健康保険、介護保険、障害福祉サービス等の支援制度の継続

避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料及び障害福祉サービス等に係る利用者負担の全額減免に対する国の特別の財政支援は、現行制度を堅持すること。

(7) 国保事業費納付金算定における避難地域等の激変緩和措置に対する支援

国保の新制度移行に伴い、市町村から県に納付される国保事業費納付金制度が導入されるが、1人当たりの被保険者の保険料が増加する場合には、県繰入金と特例基金による激変緩和措置による調整が予定されている。しかしながら、当県の場合、避難指示区域等の市町村では、避難生活の長期化などにより保険料の大幅な増額が生じると想定されることから、激変緩和措置に要する費用については、国の特別調整交付金による支援を行うこと。

28 旧避難指示区域における消防活動・防災対策

【内閣府、復興庁、総務省、消防庁、林野庁】

今般の浪江町・双葉町における大規模林野火災に際しては、旧避難指示区域における大規模災害への国・県・市町村・消防本部等の連携体制や必要な装備が不十分なことにより困難を極めたことを踏まえ、避難指示を発出した国として責任を持ち、前面に立って以下の対策を講じること。

(1) 帰還困難区域等の消防活動・防災対策

今回の災害に関し、放射線・火災防護装備品や人件費など浪江、双葉両町はもとより県や協力した県内の広域消防本部が負担した費用について、適切な財政支援を行うこと。

また、原発事故の継続に伴う避難区域であることによる立入制限や放射線管理上の制約を踏まえ、今後の火災や自然災害に対応できるよう以下の対策を講じること。

① 大規模災害発生時における現地対策本部の設置や費用負担の考え方、さらには放射性物質に対するスクリーニング及び廃棄物の処理方策など、国・県・市町村（消防本部含む）の役割分担や連携方策も含めて明確にし、日ごろの防災対策はもとより火災や自然災害時に迅速かつ適切に対応できるよう必要な対策を講じること。

② 森林の適正な管理や林道の維持管理、治山などについて、国土防災上の観点から、必要な対策を講じること。

(2) 避難指示等が解除された区域の消防・防災力の絶対的な不足に対する国の積極的な関与

避難指示等が解除されても住民の帰還が進まず、消防・防災体制が脆弱な市町村が多いことから、住民が安全で安心して暮らせるよう、消防・防災体制の根幹をなす地元消防本部の装備の確保、地元消防本部単独の対応が困難な場合の広域的応援体制の構築や双葉地域の消防団員の確保対策について、国が積極的に関与し、財政支援を行うこと。

29 ふくしまの復興・再生に必要な教育に対する支援強化

【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 福島復興活動に係る取組等に必要な予算確保

震災後から継続実施してきた心身ともリラックスできる環境での自然体験活動に係る事業については、一定の役割を果たしたが、今後は将来の復興の担い手となる子どもたちの生き抜く力や志を培う社会体験活動等に係る事業の予算を確保するとともに、実態に即した弾力的な運用ができるよう改善すること。

(2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

原子力発電所事故後の児童生徒の体力低下と肥満傾向児の増加を解消し、福島の復興を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、体力向上や食育推進のための事業の継続的な実施が可能となるよう、予算を確保すること。

(3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材を育成するため、「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を全額国の財源による委託事業として継続するとともに、県内一円において本事業を実施できるよう制度を改善すること。

(4) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、全国の教育委員会に対して、正しい情報発信・放射線教育が行われるよう努めるとともに、放射線教育や防災教育のさらなる充実に向けた当県の取組に対する財政的支援を講じること。

また、いじめや風評、差別等を防止する教育を推進するため、全国の児童生徒が人権や命などに関する思いが深まるような道徳教育を推進すること。

30 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等 【警察庁、復興庁、総務省、国土交通省】

中間貯蔵施設への除去土壌等の本格輸送や復旧・復興に係る交通量の増加その他の交通環境に適切に対応し、道路交通の安全と円滑を確保するため、復興支援道路、ふくしま復興再生道路等における道路交通安全施設の整備に必要な予算を確保すること。

また、避難指示解除による住民の帰還が進む中、更なる避難指示解除等区域内における治安維持を図るため、パトロールや警戒・警備その他の警察活動の強化に必要な予算を確保すること。

31 原子力災害対応雇用支援事業等の継続

【復興庁、厚生労働省】

(1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出により生活の安定を図るとともに、商工団体の復興支援員等による放射能測定検査や賠償請求支援、風評払拭事業等、原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、実施期間の延長と必要な予算を確保すること。

(2) 事業復興型雇用確保事業の継続及び採択要件緩和

平成30年度以降に開始する事業を対象とするほか、支給対象期間の延長や労働力不足の解消、将来の産業を担う人材確保のため、被災求職者の要件を緩和するとともに、新規申請事業所以外の事業所も対象にするなど、採択要件の緩和を行うこと。

(1) ふくしま産業復興企業立地補助金の継続

地域経済産業復興立地支援事業（企業立地補助金）について、当県の産業復興を進めていく上で施策の柱となる企業立地を円滑に推進できるよう、平成30年度以降の継続と柔軟な制度運用を図ること。

また、工業団地造成利子補給金事業の予算残額について、同じ地域経済産業復興立地推進事業である「ふくしま産業復興企業立地補助金」へと活用できるようにすること。

(2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の継続

当県においては、産業復興の拠点整備が徐々に進んでいるが、広範囲かつ長期にわたっている原子力災害からの当県産業復興のため、平成31年度以降も制度を継続するとともに、施策の柱となる企業立地推進のための必要で十分な措置を講じること。

また、制度の継続等については、当県の原子力災害被害の特殊性を考慮し、当県と十分に協議を行い、必要で十分な予算を確保すること。

(3) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の継続

今後、避難指示が解除される区域における帰還支援のため及び広範囲かつ長期にわたっている原子力災害からの当県産業復興のため、平成31年度以降も制度を継続するとともに、企業立地推進のための必要で十分な予算を確保すること。

33 社会資本の整備に係る財源措置等

【復興庁、農林水産省、国土交通省】

(1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備等を重点的に進めるために必要となる財源を十分に確保すること。

(2) 直轄事業における財源の確保

国の直轄事業として実施する道路事業や港湾事業などについて、当県の復興・再生には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

(3) 通常事業（一般会計）における財源の確保

県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えた社会資本の整備を進めるため、平成28年度以降復興特別会計から一般会計に移して対応することとされた事業をはじめ、通常事業（社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等）の財源を十分に確保すること。

34 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援 【復興庁、国土交通省】

(1) 南東北のネットワークを強化する会津軸の整備

大規模災害時において、広域な避難や緊急物資等の輸送を可能にする災害に強い幹線道路ネットワークを確保するため、会津縦貫道の整備に必要となる財源を十分に確保するとともに、早期完成を図ること。また、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

(2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備

- ① 中通り軸として、国道4号（鏡石拡幅、伊達拡幅）及び国道13号（福島西道路Ⅱ期）の早期整備を図るとともに、国道4号鏡石町以南の、早期の全線4車線化を図ること。
- ② 横断道軸として、磐越自動車道（会津若松～新潟中央間）の4車線化の早期着手及び国道49号（北好間改良、猪苗代拡幅、会津防災事業）の早期整備を図ること。
- ③ 南部軸として、一般国道289号（八十里越）直轄権限代行事業の早期整備を図ること。

(3) 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置の継続

道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

35 物流拠点としての小名浜港の整備促進 【復興庁、国土交通省】

国際バルク戦略港湾小名浜港は特定貨物輸入拠点港湾に指定され、県内全域の産業復興を支える重要な役割を担っていることから、産業と生活に必要な資源、エネルギー等の物資の安定的かつ安価に供給する拠点港として、大型船舶の入港が可能となる大水深岸壁や航路・泊地の早急な整備が必要とされるため、東港地区の「国際物流ターミナル整備事業」に重点的に予算を確保すること。

只見線は、地域の将来像を描き、地方創生を成し遂げるための起爆剤として必要不可欠な存在であることから、全線復旧により日本一のローカル線として以前の姿を取り戻し、生活路線としてだけでなく、観光や教育旅行など多くの方々に利用される新たな只見線をつくりあげるため、以下の内容について支援すること。

(1) 上下分離方式による事業スキームの構築に関する支援

地元自治体が上下分離方式による事業スキームを構築するに当たり、必要な協力や助言を行うこと。

(2) JR東日本に対する財政的支援

現行の鉄道復旧支援制度における赤字要件などの補助要件の緩和等を行い、復旧工事費について、JR東日本に対し地元自治体と協調して支援すること。

(3) 地元自治体に対する財政的支援

地元自治体がJR東日本に対して行う財政的支援について、国が支援すること。

(4) JR只見線の利活用促進に関する支援

地元自治体が只見線の利活用の促進に取り組むに当たり、必要な協力や助言を行うこと。

Ⅷ 地方創生及びオリンピック・パラリンピック

37 地方創生の推進

【内閣官房、内閣府】

地方が自主性・主体性を最大限に発揮し地方創生を推進できるよう、十分な規模の財政支援を継続的に講じること。

また、人口減少等の構造的な課題の解決には長期間を要することから、現行の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間後も引き続き地方創生の取組を実施できるよう継続的に支援すること。

38 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政支援等

【内閣官房、復興庁、総務省、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、国土交通省】

(1) 被災県開催への財政支援

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は「復興五輪」として、当県の復興の姿を世界に発信する絶好の機会であり、野球・ソフトボール競技の開催県として、東京オリンピックの成功に向け、現在準備を進めている。

一方、いまだ東日本大震災や原発事故からの復興、再生の途上であり、被災県として多額の財政需要を抱える状況にあることから、被災県が開催地となることに対する特別の財政支援を講じること。

(2) 関連事業推進への支援

当県及び県内市町村が取り組むホストタウン登録や事前合宿の誘致はもとより、当県が取り組む県産農産物の利用拡大に向けたGAP認証取得の推進や風評・風化対策などと歩調を合わせ、県産品の活用等に対して積極的に支援すること。

<重点要望項目>

I 全般的事項

1 復興の課題に対処するための財源措置の充実

【総務省】

これまで取崩し型復興基金や用途の自由度の高い交付金の創設など、従来の枠組みを超えた財源措置が講じられてきたところであるが、今後も避難者の生活再建や風評対策等の課題にきめ細かに対処できるよう、財源措置の充実を図ること。

2 地方公共団体の税収減に係る賠償

【総務省、文部科学省、経済産業省】

原子力発電所事故との因果関係が明らかな地方税の減収分について、「中間指針」に定める「特段の事情」に当たるとの見解を示し、速やかに賠償を行わせること。

3 法人事業税における収入金額課税制度の堅持

【総務省】

地方分権時代に相応しい地方税財政基盤を確立し、自主・自立的な行財政運営を図るため、県税収入の安定化に不可欠な法人事業税における電気供給業等に対する現行の収入金額課税制度を堅持すること。

4 私立学校運営への財政支援の継続

【文部科学省】

私立高等学校等経常費補助金の算定に当たっては、震災前の幼児児童等の人数を算定基礎とするなど、平成30年度以降も弾力的な取扱いを行うこと。

5 被災した高等学校等の児童、生徒等に対する授業料等減免事業の継続

【文部科学省】

当県においては、原子力発電所事故による避難生活の長期化が見込まれることから、被災幼児児童生徒に対する授業料等免除事業を平成30年度以降も継続すること。

6 被災した専修学校及び各種学校の生徒に対する授業料免除減免措置の拡充等

【文部科学省】

当県においては、原子力発電所事故による避難生活の長期化が見込まれることから、専修学校の高等課程、専門課程及び一般課程並びに各種学校の授業料等の減免事業を平成30年度以降も継続するとともに、高等課程以外の課程についても高等課程と同様に減免された全額を当該事業の対象とすること。

7 学校給食の放射性物質検査への財政支援の継続

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省】

学校給食用食材の放射性物質検査に係る全ての経費について、幼児児童生徒や保護者の不安が払拭されるまで、震災復興特別交付税での全額措置を継続すること。

8 旧避難指示区域内の幼稚園の再開等における財政支援の弾力的な運用

【文部科学省】

被害状況の調査が困難、かつ、移転も視野に入れることが必要となっている旧避難指示区域内の幼稚園の再開等に当たっては、災害復旧補助の弾力的な取扱いを行うなどして、所要の財源を措置すること。

また、現在、避難先で仮設園舎により運営を再開している幼稚園の仮設園舎に係る賃借料を災害復旧補助による措置を継続すること。

9 震災・原発事故の影響に対する幼児児童生徒等の心のケアの継続

【文部科学省】

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして私立学校等に派遣し、心のケア等を行う事業を継続すること。

10 生活基盤を築くための私立高校生等の就職支援の継続

【復興庁】

進路アドバイザー等を私立高校等に派遣し、就職決定支援や新規就職者への相談を行う事業を継続すること。

11 無人航空ロボット（ドローン）の導入にかかる財政支援

【総務省、消防庁】

広大な県土を有する当県では、中山間地域及び避難指示区域において、視界不良により防災ヘリが運行できない場合など、被災状況の確認等のためにドローンの活用が期待されており、県内消防本部でも導入が検討されている。

このため、消防の標準装備として、ドローンを導入する市町村及び消防本部に対し、機体の導入経費及び操作する人材の育成経費にかかる財政的措置がされるよう要望する。

12 消防体制維持等の支援

【復興庁、総務省、消防庁】

(1) 消防施設の早期復旧等に向けた支援

当県では、帰還困難区域などを除く避難指示区域が順次解除されてきたところであるが、未だ、消防防災施設等の復旧事業に着手できていない町村があることから、消防防災施設（設備）災害復旧費補助金について、平成30年度以降も引き続き十分な予算の確保を要望する。

また、当該補助金に係る地方負担分については、引き続き全額を震災復興特別交付税の対象とするなど、十分な財政支援を行うこと。

(2) 原子力災害避難指示区域における消防活動に対する支援

避難指示区域で火災等が発生した場合は、大規模化することが懸念され、県内外の消防本部に応援を求める必要があるとともに、防護服やスクリーニングなどに要する経費がかかる。

このため、訓練を含め、避難指示区域内での消防活動に対する財政的支援としての原子力災害避難指示区域消防活動費交付金について、平成30年度以降も十分な予算の確保を要望する。

また、避難指示区域の指定が解除された地区における消防活動についても、避難指示区域と同様に消防体制が十分でないことから、交付金の対象とすること。

(3) 消防団の充実強化に対する財政支援の拡充

① 消防団に対する財政支援の拡充

消防団員確保のための経費に対する特別交付税措置として、平成27年1月26日付けで拡充されたが、標準団員数の2倍未満の消防団員数(実員)の市町村については、消防団員が増加しない限り、一律に対象外とされている。

人口に比して消防団員数の多い市町村に対しては、普通交付税の算定方法の改善、特別交付税の更なる拡充や消防団の装備品の無償貸与の充実など、市町村の実情に応じた一層の財政支援措置を拡充すること。また、都道府県に対し、装備充実に向けた市町村への支援が実施できるよう財政支援措置を拡充すること。

② 消防団協力事業所への財政的支援

当県の消防団員の約8割が被雇用者という現状の中、訓練も含めた消防団活動に対する雇用事業者の理解が不可欠であり、県内の22市町村では、消防団協力事業所として認証する制度を設けている。今後、消防団協力事業所数を増加させるためには、消防団協力事業所数に対する支援の充実が必要であり、減税制度や補助金制度の実施などの財政措置や入札の優遇措置を国の施策として取り組むこと。

(4) 救急救命士等の新規養成に対する財政支援

当県は広大な県土を有しており、救急病院への搬送距離及び時間も長く、更に、原子力被災地域にあっては病院自体の機能が失われていることから病院収容所要時間は他の地域に比べ長い状況にある。

このため、病院に収容されるまでの間の初期対応や高度な救命処置を行うことができる救急救命士と救急業務に携わる職員への教育、指導を担う指導救命士の養成は重要であることから次のとおり要望する。

- ① 救急救命士の養成研修費用については、普通交付税の需用費等において一部を措置されているが、研修に必要な費用の全てが措置されるよう更なる拡充を行うこと。
- ② 指導救命士の養成研修費用については、普通交付税等の措置がないことから、研修に必要な費用に対する財政支援措置を講ずること。

13 市町村防災行政無線のデジタル化に向けた財政支援

【総務省、消防庁】

当県における市町村防災行政無線のデジタル化については、東日本大震災とそれに続く原発事故の影響と復旧・復興にかかる市町村の財政需要等により、整備が遅れている状況にある。

一方、東京電力福島第1原子力発電所では、廃炉に向けた取り組みが進められているところだが、万が一、原発内で事故が発生すれば、住民は県内外へ広域避難しなければならず、避難する自治体での住民への避難指示及び避難の受入れ自治体での住民との連絡や調整には、市町村防災行政無線が必須である。

このため、「緊急防災・減災事業債」について、平成33年度以降も延長すること。

14 火山防災対策の強化

【内閣府、総務省、消防庁、環境省】

御嶽山噴火における教訓を踏まえ、登山者・観光客の安全対策について次のとおり要望する。

(1) シェルター等の設置に係る財政措置

御嶽山の噴火を契機に、当県の3つの火山防災協議会においてシェルター整備について検討を行っているが、設置まではまだまだ時間を要することから、平成33年度以降も緊急防災・減災事業債を延長すること。

また、観光客や登山者の安全を確保するためのヘルメット、ゴーグル、防塵マスクなどの防御資材を置くための仮設工作物の設置や火山の情報や避難を周知するためのサイレンや拡声器の設置についても緊急防災・減災事業債の対象とすること。

(2) 火山周辺の携帯電話不通話区域解消に係る財政措置

携帯電話事業者が火山周辺の電波状況を改善するための取り組みにあたっての新たな補助制度の創設など支援措置を構築すること。

(3) 自然公園法の規制緩和

公園利用者の安全確保のための上記の取り組みについて、自然公園法の規制を緩和すること。

15 食品表示法の施行に伴う新たな風評の実態把握と対策の実施

【復興庁、経済産業省、農林水産省】

(1) 食品表示法の施行に伴う影響について国の責任において実態を把握すること

(2) 売上の減少や工場の移転など影響が出ないように適切な対応策を講じること

16 TPP協定への対応

【内閣官房、農林水産省】

TPP協定は、当県の経済及び県民生活の幅広い範囲に影響があるほか、中長期的な影響も懸念される。国においては、県民が持つ不安感や懸念が払拭されるよう、合意内容がもたらす具体的な影響・効果に関する説明を十分かつ丁寧に行うこと。

また、実際に協定が発効される場合にも、当県の復興に水を差すことのないよう、万全の対策を講じること。

17 携帯電話不通話対策

【総務省】

(1) 原子力被災12市町村における不通話エリア解消の促進

原子力被災12市町村の居住地及び主要道路における携帯電話不通話エリアを解消することは、住民の帰還を促進するための重要な生活インフラ整備であるため、国において、携帯通信事業者が積極的に「携帯電話等エリア整備事業」に参画するよう協力依頼や働きかけを行うとともに、携帯通信事業者の設備投資を促進するための施設整備及び維持管理に係る更なる負担の軽減策を講じること。

(2) 広域避難等のための県内主要道路における不通話エリア解消への支援

原子力災害対策重点区域の13市町村は、有事の際、福島県原子力広域避難計画に基づき、県内46市町村及び茨城県、新潟県に広域避難することとなっている。

広域避難時における住民等の安全・安心を確保するため、通行する主要道路の携帯電話不通話エリアの解消が重要であることから、国において、携帯通信事業者が積極的に「携帯電話等エリア整備事業」に参画するよう協力依頼や働きかけを行うとともに、携帯通信事業者の設備投資を促進するための施設整備及び維持管理に係る更なる負担の軽減策を講じること。

18 NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業の継続

【内閣府】

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降、当県では、国の「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」や「NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業」を活用し、NPO法人の運営力の強化とともに、復興支援、被災者支援に取り組むNPO法人の支援に取り組んできた。

NPO法人等の様々なネットワークを活かした被災者支援、風評払拭、風化対策など当県の復興に向けた取組はますます重要であるため、「NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業」を継続すること。

19 東北圏広域地方計画 広域連携プロジェクトの伸展

【国土交通省】

リニア中央新幹線等の整備による効果を東北圏の医療産業集積拠点形成に波及させるため、東北圏と京阪神地域の連携に向けたインフラ整備・まちづくり等に関する取組について、東北圏広域地方計画 広域連携プロジェクトに盛り込むこと。

20 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の再延長

【法務省】

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」について、被災者の生活再建には長期間を要するため、復興が成し遂げられるまでの間は措置を継続すること。

Ⅱ 避難解除等区域等

21 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁】

(1) 子ども・被災者支援法による支援施策の充実

子ども・被災者支援法の基本方針については、当県の実情や被災者の意見を適切に反映し、適時見直すこと。

また、関係施策の推進に当たっては、健康や医療の確保、子育て支援、被災者の生活再建に向けた住宅支援など、当県の実情に応じた個別施策の充実を図り、地方公共団体の財政的な負担が生じることのないよう、継続的かつ十分な財政支援を講じること。

(2) 被災者生活再建支援制度の拡充

被災者が住宅再建を実現できるよう、被災者生活再建支援制度に基づく支援金額を拡充するとともに、支援対象を住宅半壊世帯にも拡大すること。

22 東日本大震災特別家賃低減事業の支援延長

【復興庁、国土交通省】

東日本大震災特別家賃低減事業については、建物管理開始から10年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、更なる支援延長を講じること。

また、6年目以降は家賃補助が減少し入居者の負担割合が増えることから、6年目以降についても負担割合を据え置くこと。

Ⅲ 生活環境

23 安全で安心な消費生活の確保

【消費者庁、復興庁】

(1) 消費者行政推進交付金（一般会計）の予算確保及び活用期間の延長

安全・安心な消費生活を営めるよう、消費者教育の推進及び当県の相談体制の強化のために必要な予算を確保するとともに、交付金の活用期間を延長すること。

(2) 消費者行政推進交付金（特別会計）の予算確保等

食と放射能への不安に対処するため行っている、自家消費野菜等の放射能検査体制の維持、風評の払拭、地域住民への説明会の他、震災に伴う消費生活相談に対応するための専門家派遣事業の実施に必要な予算を確保すること。

また、県外向けリスクコミュニケーションについて国が責任を持って主体的に取り組むなど、これまで以上に全国的な取組を強化し、消費者の理解を促進すること。

(3) 消費者行政活性化事業実施期限の延長

震災の影響により、帰還状況を踏まえた相談体制の強化には時間を要するなど、地方消費者行政強化作戦の目標を達成することが困難であることから、平成30年度以降も消費者行政活性化基金を活用できるよう、実施期限を延長すること。

24 東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業

【内閣府、復興庁】

深刻化、複雑化する相談に対応する必要があることから、相談体制のさらなる充実や相談員の資質向上を図るため、平成30年度以降も十分な予算を確保すること。

25 女性活躍の推進

【内閣府、復興庁】

(1) 地域女性活躍推進交付金事業の予算確保等

女性が活躍できる環境を整備するためには継続した取組が重要であることから、平成30年度以降も事業を継続するとともに、新規事業のみならず継続事業も対象とするなど、柔軟に制度を運用し、十分な予算を確保すること。

(2) 避難地域の復興を支える女性の活躍推進

原子力災害からの復興を実現するためには、復興のあらゆる場、組織への女性の参画拡大を進めることが必要であることから、避難地域の復興を支える女性の活躍を推進するための事業を構築し、必要な予算を確保すること。

26 地域公共交通確保維持改善事業

【復興庁、国土交通省】

(1) 被災地域地域間幹線系統確保維持事業の予算確保及び補助対象の見直し

平成32年度まで延長された被災地域地域間幹線系統確保維持事業について、確実に予算を確保するとともに、応急仮設住宅に加え、復興公営住宅や災害公営住宅等の生活拠点を運行する路線についても幅広く補助対象とすること。

(2) 地域間幹線系統確保維持事業の上限額の維持等について

被災地域地域間幹線系統確保維持事業から地域間幹線系統確保維持事業に移行した路線の輸送量要件の緩和等の特例について、当県はまだ復興途上であることから、当分の間継続すること。

また、地域間幹線系統補助の補助対象経費の上限額について、現行の経常費用の9/20（45%）を維持すること。

27 第三セクター鉄道会社に対する予算確保

【国土交通省】

第三セクター鉄道会社は、少子化・過疎化の進行等に伴い厳しい経営環境にあることから、安全で安定的な運行を確保するため第三セクター鉄道会社が車両を更新するに当たっては、地域公共交通確保維持改善事業や訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等により十分かつ確実に予算を確保すること。

28 JR常磐線の高速化

【復興庁、国土交通省】

JR常磐線は、住民の生活、産業、観光を支える重要な交通基盤であり、浜通り地域の復興に向けては、首都圏等とのアクセス向上が重要な要素であることから、JR常磐線の高速化をJR東日本に対し指導すること。

29 海外への情報発信等の取組に対する支援

【外務省】

(1) 風評・風化対策に係る情報発信の取組

風評の払拭及び風化の防止のためには、正確な情報発信が重要であることから、引き続き国において風評被害対策海外発信支援事業等を通して海外への情報発信支援に取り組むこと。

また、外国政府や国際機関、駐日外交団等を対象として県が行うセミナーや県内視察等の取組に対する予算を確保すること。

(2) 太平洋・島サミットの機会を活用した情報発信の取組強化

平成30年5月にいわき市で開催される第8回太平洋・島サミットの機会を活用し、当県の風評払拭及び風化防止のための国内外に向けた情報発信に継続的に取り組むこと。

30 福島県環境創造センターの運営支援

【復興庁、外務省、文部科学省、環境省】

福島県環境創造センターは、原子力災害からの環境回復・創造を進めるために整備した施設であり、当県の原子力災害が終息するまで、本センターの運営を予算確保を含め支援すること。

(1) 当面の運営費不足分の予算確保

福島県環境創造センターの整備・運営事業において、資材や人件費の高騰の影響等による事業費の増加に伴い、基金化された当面の運営費（平成34年度まで）の不足が見込まれることから、不足分の予算を確保すること。

(2) 国内外の研究機関との連携強化

当県の環境回復・創造に向けた調査研究を着実に実施するため、日本原子力研究開発機構及び国立環境研究所が福島県環境創造センターにおいて進める調査研究について十分な予算を確保するとともに、国際原子力機関が当県とともに進めている協力プロジェクトについて平成30年以降も継続できるよう予算確保を含め必要な措置を講じること。

31 帰還困難区域における防災拠点への再生可能エネルギー等の導入支援

【環境省】

帰還困難区域内における防災拠点となる施設への再生可能エネルギー等の導入が進むよう、新たな制度を創設して、必要な予算を確保すること。

32 避難12市町村鳥獣被害対策事業

【復興庁、環境省】

避難地域12市町村における住民の円滑な帰還を促進するため、対策の担い手となる人材育成、実施した対策に対する効果検証調査、効果的な被害対策のモデル事業等を実施するための予算を確保すること。

また、市町村が行う対策について、必要な予算を確保すること。

33 旧警戒区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業等による鳥獣被害対策

【復興庁、環境省】

旧警戒区域内等における鳥獣被害防除対策については、イノシシ等の捕獲及び捕獲した個体の処分を含めた対策を国が直接、着実に継続して講じること。

また、帰還困難区域においては、特定復興再生拠点区域の整備の状況を踏まえ、住民の帰還に必要な措置として、新たな捕獲手法の開発、生息環境管理等、国がイノシシ等に対する総合的な対策を早急に検討し実施すること。

さらに、避難12市町村においては、住民の長期避難によるアライグマ、ハクビシンの住宅侵入等の生活環境被害の実態が帰還の妨げとなっていることから、住民の円滑な帰還を促進するため、住宅における捕獲わなの設置等の対策を国が責任を持って講じること。

34 指定管理鳥獣捕獲等事業等における予算確保等

【警察庁、経済産業省、環境省】

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る予算確保

イノシシによる農業被害や生活環境被害の急増を踏まえ、当県では、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しているところであり、本事業を継続して実施するために必要な予算を確保すること。

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る制度改正

指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受には許可が必要であり、このことが事業展開の妨げの一因となっていることから、平成30年中に結論を得るとされている規制のあり方について、許可を要しない取扱とすること。

(3) 捕獲個体の処分に係る予算確保

イノシシなどの捕獲個体の処分に苦慮している当県の実情を十分に踏まえ、処分方法の確立に対する支援を行い、そのための予算を確保すること。

35 狩猟によるイノシシ捕獲支援事業

【復興庁、環境省】

当県では、震災以降、イノシシが大幅に増加し、農業被害や生活環境被害が急増するなど危機的状況にあり、イノシシの個体数を安定生息数に減少させるためには、今後3年間で毎年17,000～18,000頭という膨大な数の捕獲が必要であるが、原発事故の影響により、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しいため、国として狩猟によるイノシシ捕獲に対する助成を行うこと。

36 野生動植物への放射線影響調査

【環境省】

原発事故に伴う放射性物質の拡散による周辺地域の野生動植物への影響については、中長期的に調査を実施する必要があることから、国の研究機関において野生動植物への放射線影響調査を今後も継続して実施すること。

37 尾瀬国立公園内施設の整備促進

【環境省】

尾瀬沼ビジターセンターの早期完成に向け、引き続き予算を確保すること。

また、山岳地域かつ豪雪地域に位置する地域性を踏まえ、工期の短縮や効率的な予算の執行のため債務負担の設定等複数年契約が可能となるよう配慮すること。

38 猪苗代湖・裏磐梯湖沼群の水環境保全

【環境省】

(1) 猪苗代湖等の水環境保全活動の促進

猪苗代湖等の水環境の保全に向け、繁茂する水草の除去や処理などを始めとする技術的な支援を行うこと。

また、県民や民間団体が行う水質保全活動に対する支援を行うこと。

(2) 湖沼等の環境基準の見直し

湖沼等の水質汚濁に係る環境基準となっている「大腸菌群数」を、湖水等のふん便汚染を的確に捉える「大腸菌数」に早急に見直すこと。

39 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理

【復興庁、環境省】

(1) 汚染廃棄物の処理の促進

放射性物質に汚染された廃棄物の処理をさらに進めるため、積極的な情報の開示や、対象ごとにわかりやすい説明会を開催するなど、住民の理解促進に努めること。

また、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物について、国の処理を迅速かつ確実に実施するとともに、通常処理が可能とされている8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物のうち、処理が滞っているものについて、国が設置した仮設焼却施設の活用も含め、処理を促進するための支援を行い、必要な予算を確保すること。

(2) 帰還困難区域から発生する廃棄物の国の責任による処理

特定復興再生拠点区域の整備事業及びそのために必要となる当該区域以外にわたる事業に伴い発生する廃棄物については、国が責任を持って処理すること。

また、特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域全体についても、廃棄物の処理方針を速やかに定め、国の責任において処理を推進すること。

(3) 減容化技術開発等の早期実用化及び市町村等の支援に対する予算確保

一般廃棄物の焼却灰については、8,000Bq/kg以下であっても処理が進まず、保管量が増大していることから、減容化や放射性物質の分離技術等に係る研究開発を充実し、早期に実用化を図ること。

また、市町村等が当該技術を利用する場合や安全対策を講じる場合に必要となる支援を行い、そのための予算を確保すること。

40 避難 1 2 市町村住民の帰還促進のための浄化槽整備支援 【復興庁、環境省】

避難 1 2 市町村においては、住民の長期の避難により、既存の浄化槽の更新や家屋の建て替え等に伴う新たな浄化槽の設置が必要になっていることから、帰還者の浄化槽整備を支援するための事業を構築し、必要な予算を確保すること。

IV 保健・医療・福祉

41 理学療法士等保健医療従事者の確保

【復興庁】

原子力災害による避難などから生じた生活環境の変化等、当県独自の要因により県民の各種健康指標の悪化が顕在化しており、県民の健康を長期的に見守っていかなければならない。このような状況から、必要な量の保健医療従事者を県内に供給することは当県にとって喫緊の課題であり、当県を取り巻く特殊事情を熟知するなど必要な資質を備えた人材を安定的に養成・確保することにより、当県の医療提供体制の充実を図る必要がある。

このため、当県における人材の養成及び確保が特に重要な理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師の養成施設整備に必要な財源を措置すること。

42 保育所、認定こども園等の施設整備交付金の制度統合

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

待機児童の解消を目指し、保育の受け皿確保策として最も効果を上げている保育所、認定こども園等の施設整備については、厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があり、所管省庁によって予算確保の状況に違いが生じている。

また、認定こども園施設整備の国庫補助申請は、両省に行わなければならないが、しかも厚生労働省所管の保育所等整備交付金は市町村への直接補助であるが、文部科学省所管の認定こども園施設整備交付金は県を経由する間接補助となっている。

このため、認定こども園施設整備については、交付事務の所管を内閣府に一元化した上で十分な財源を確保し、保育所等整備交付金と同じ仕組みの市町村への直接補助に統一すること。

43 医療人材の確保

【復興庁、厚生労働省、環境省、文部科学省】

(1) 医師・看護師

当県では、医師の絶対数の不足に加え、原子力災害等の影響による医師・看護師をはじめとする医療従事者の県外流出により、地域医療を担う人材不足が深刻化しており、当県の地域医療は危機的な状況にある。

加えて、県内での人材確保が困難な状況にあることから、国が主体となり設置している病院からの派遣や国において全国から被災地に医療従事者を派遣するシステムの構築、人材育成への支援等、医療人材確保対策を積極的に講じること。

(2) 放射線医学を担う人材

① 福島県立医科大学における放射線医学に係る人材育成のための財政支援

県民の健康を長期にわたり見守る役割を果たすため、被ばく医療学・予防医学、甲状腺研究等、放射線医学を担う人材を育成する経費について、財政支援を行うこと。

② 福島県立医科大学における災害医療・放射線被ばく医療従事者の養成のための財政支援

放射線に対する県民の健康不安に対応するため、「災害医療総合学習センター」において、災害医療や放射線被ばく医療に従事する人材を育成する経費について財政支援を行うこと。

44 地域医療介護総合確保基金

【厚生労働省】

国においては、平成26年度から地域医療介護総合確保基金により、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を進めることとしているが、当県は原発事故の影響により、深刻な人材不足にあるなど地域医療及び介護の提供体制が一段と脆弱化している状況にある。

このような中、全国一律の配分基準によらず、当県の特殊な事情を十分に考慮して交付金を配分すること。

また、円滑な基金事業の実施を図る上で支障とならないよう交付手続きの迅速化を図ること。

45 地方単独医療費助成制度による国庫負担金の減額措置の廃止 【厚生労働省】

地方単独事業により医療費助成制度を実施した場合の国保の国庫負担金等の減額措置については、子どもの医療費については、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成の減額調整措置を行わない（平成28年12月22日の厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）こととする見直しが行われたが、年齢など条件を付さず早急に廃止すること。

併せて、減額措置制度そのものについても廃止すること。

46 国民健康保険の制度改革 【厚生労働省】

平成30年度の国民健康保険の財政運営の県移管に向け、各都道府県に創設された財政安定化基金の国費からの積み増しについては、必要な積立額の予算を十分に確保するなど、公費拡充による財政基盤の強化を着実に推進すること。

47 新たな国保制度に対応した標準システムの管理 【厚生労働省】

今回の国保改革による新たな事務を円滑に実施するために開発されている国保事業費納付金等算定標準システム、市町村事務処理標準システム及び国保情報集約システムについては、平成30年度以降の都道府県及び市町村の業務に支障が出ないよう、不具合への対応や必要な機能改善等システムの構築について万全を期すこと。

また、県が業務を担う療養給付費等負担金及び財政調整交付金等の具体的な事務を早期に明らかにするとともに、それに伴う必要なコクホライン改修について万全を期すこと。

48 被災者見守り・相談支援事業の継続

【復興庁、厚生労働省】

現在、「被災者支援総合交付金」により、社会福祉協議会において生活支援相談員を配置し、仮設住宅等における避難者の見守り、相談、情報提供等の事業を実施しているが、避難生活が長期化している方や帰還した方に対し、生活支援相談員による継続した支援を行っていくことが必要であるため、平成30年度以降においても引き続き実施できるよう必要な予算を確保すること。

また、生活支援相談員については、財源措置が単年度毎のため単年度雇用となっているが、身分が安定しないために人材確保が困難になっていることから、コミュニティ交流員と同様、複数年雇用ができるよう、基金化が可能な制度とすること。

49 仮設住宅サポート拠点運営の支援継続

【復興庁、厚生労働省】

原発事故に伴う避難が長期に及んでいることから、仮設住宅等での高齢者の孤立化防止等のために実施している高齢者等サポート拠点等による支援を継続するため、平成30年度以降も必要かつ十分な財政支援を継続すること。

50 社会福祉施設等の復旧に向けた支援

【復興庁、厚生労働省】

(1) 社会福祉施設等災害復旧費補助金による財政措置の継続

原発事故による避難の長期化により事業再開ができない高齢者施設に対し、復旧に着手できる時点で社会福祉施設等災害復旧費補助金が適用できるよう財政支援を継続すること。

(2) 避難が長期化する障がい児者施設の代替施設整備に対する財政支援

避難指示区域等に所在する障がい児者施設等については、避難が長期化しており、他の地域に代替施設を整備することが必要となることから、施設等の整備について財政支援を継続すること。

51 健康増進を図るための施策の推進

【復興庁】

原子力発電所事故の影響により、生活習慣等に変化が生じ、メタボリックシンドローム等の健康指標が県全域で悪化している中で震災により悪化した健康指標を回復させることは、当県の復興に向けた重要な課題の一つとなっている。

こうした状況に対し、当県では、平成34年度までに健康寿命を男女とも2歳延伸することを目標に、個人、職域、地域など多様な枠組みで被災した県民の健康回復を図り、復興の象徴として全国に誇れる健康長寿県としての「健康長寿ふくしま」の実現を目指している。

当県が実施する健康増進を図るための施策について、今以上に様々な展開ができるよう被災者支援総合交付金の充当拡大に向けて取り組むこと。

52 福島県立医科大学医学部定員増の恒久化

【文部科学省、厚生労働省】

当県では、医師の絶対数の不足に加え、原子力災害等の影響による医師の県外流出により、地域医療を担う医師不足が深刻化しており、当県の地域医療は危機的な状況にある。

このため、期限付きで認められている福島県立医科大学医学部定員増の恒久化措置を図ること。

53 水道施設整備費関係予算の確保と制度の拡充

【厚生労働省】

(1) 「新たな広域化」促進のための財政支援

広大な県土を有する当県は、中山間地に小規模な水道施設が散在し、事業統合による広域化を推進しにくい地域が多いことから、事業統合に限らない、複数事業者による管理の一体化などの「新たな広域化」を促進するため、管路情報システム、料金システム等共同利用に係るデータベースの整備やネットワークシステム構築に対する財政支援を講じること。

(2) 石綿セメント管更新への財政支援

水道事業者が、周辺市町村との事業統合を進めやすいよう、経年劣化が著しく漏水事故の原因となっている石綿セメント管の更新への財政支援を講じること。

54 地域少子化対策重点推進交付金の弾力的な運用等

【内閣府】

地域少子化対策重点推進交付金について、少子化対策に取り組む意欲のある自治体が効果を上げられるよう弾力的な運用を図ること。

特に、少子化対策（結婚支援）は短期間では成果が現れにくいことから、毎年度新規事業を求めるのではなく、自治体の継続的な少子化対策への取組や、自治体が創設した結婚センターの運営費についても財政支援を講じること。

55 子どもの貧困対策

【内閣府】

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、県及び市町村は、地域の実情に応じて対応を行っているが、「子どもの貧困問題の根本にあるのは、低所得者への経済的支援が十分ではないことにある」と、県内の市町村や、子どもの貧困対策に取り組む民間団体等から指摘されている。

このことを踏まえ、国としては、子どもたちが生まれた環境により将来の夢が左右されることのないよう、雇用対策や社会保障制度も含め、ひとり親世帯や生活困窮世帯などの低所得者対策をしっかりと講じること。

56 ひきこもり支援における居場所づくり

【厚生労働省】

ひきこもり状態などにあるなど、社会への適用が困難な者は、すぐに就労することは難しい場合が多い。

このため、現在のひきこもり地域支援センターの他に、社会復帰の訓練のための居場所づくりの事業に対しても助成対象を拡大すること。

また、ひきこもりの支援については、市町村の事業に対しても補助対象とすること。

57 母子の健康支援に関する事業の継続

【復興庁、環境省】

母子の健康支援について、放射線の健康影響対策として取り組んでいる相談事業や母乳の放射性物質濃度検査を継続して実施できるよう、引き続き財政措置を講じること。

58 保育所等の保育料軽減措置の拡充

【内閣府、厚生労働省】

当県では、子育て世帯の経済的負担軽減のため、多子世帯に対する保育料の軽減について所得制限を設けず実施している。

また、所得税法上、寡婦（夫）控除が適用されない婚姻歴のないひとり親世帯に対しては、婚姻歴のあるひとり親世帯と同様に保育料の軽減がなされるよう、独自に支援している。

幼児期の教育・保育に係る費用の段階的な無償化の実現に向け、保育所等の保育料軽減措置を拡充すること。

59 子ども・子育て支援新制度の充実

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施に必要な財源の確保

子ども・子育て支援新制度については、その完全実施に向けて確実に財源を確保すること。

(2) 子ども・子育て支援新制度の推進

子ども・子育て支援新制度の着実な実施に必要な施設整備や更なる処遇改善策を含む保育士人材確保等の推進施策を引き続き講じるとともに、消費税増税をきっかけに職員配置基準等の質の向上を図る際には、経過措置を設ける等、円滑に実施できるよう地域の実情に応じた制度設計を行うこと。

60 民間保育所保育士の処遇改善に係る研修要件の経過措置の延長

【厚生労働省】

民間保育所の保育士の処遇改善については、平成29年度から、勤続年数に応じた研修を受講し、専門的な知識やリーダーとしての役割を担う人材に対して、通常より上乘せした賃金向上措置が図られる方針を国は示したが、平成29年度の1年間だけの経過措置で本格施行する予定としている。

こうした人材は多数に上っており、保育所の勤務実態を考慮すると、全ての対象者が研修を受講するには数年かかるものと思われることから、この経過措置の延長を講じること。

61 未就学児の医療に関わる制度の創設

【厚生労働省】

安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、未就学児の医療に関わる全国一律の制度を、国において創設すること。

62 ひとり親家庭への支援策の充実

【厚生労働省】

(1) ひとり親家庭の医療に関わる全国一律の制度の創設

ひとり親家庭の経済的負担を軽減するとともに、安心して医療機関に受診することができるように、ひとり親家庭の医療に関わる全国一律の制度を、国において創設すること。

(2) 児童扶養手当の充実

ひとり親家庭への経済的支援を充実させるため、第1子の手当額を増額するとともに、所得制限限度額を引き上げること。

63 福祉人材の処遇改善制度の創設

【復興庁、厚生労働省】

浜通りや避難指示区域等を含む地域では、原発事故の影響により、福祉・介護施設等従事者は震災後大幅に減少しており、県内での人材確保が困難な状況にあることから、事業者を支援するため、これらの地域においては、現行の「介護職員処遇改善加算」に加えて、特例措置として全額国庫による賃金手当制度を新設すること。

V 商工労働・観光交流

64 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

【復興庁、経済産業省、中小企業庁】

中小企業組合等協同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金及び商工会館等施設等災害復旧支援事業）について、避難指示区域の解除に伴い、現地に帰還して復旧に着手する企業等の増加が見込まれることから、平成30年度以降も継続するとともに、十分な予算を確保すること。

65 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金の予算確保

【復興庁、経済産業省、中小企業庁】

原子力災害で被害を被った中小企業等が事業を継続・再開するため、中小企業等グループ施設等復旧整備に係る補助金等の自己負担部分に利用できる本貸付金について、補助金と連動した十分な予算を確保すること。

66 東日本大震災復興緊急保証の継続

【復興庁、経済産業省、中小企業庁】

東日本大震災による著しい被害によって経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化を図るため、東日本大震災復興緊急保証を平成30年度以降も継続するとともに、超長期の償還制度を付与するなど制度を拡充すること。

67 特定地域中小企業特別資金の継続

【復興庁、経済産業省、中小企業庁】

原子力災害により移転を余儀なくされた中小企業等が事業を継続・再開するため、特定地域中小企業特別資金の貸付を平成30年度以降も継続すること。

68 二重債務問題解決のための支援の継続

【復興庁、経済産業省、中小企業庁】

原子力災害という特殊な事情から県内中小企業の多くは売上げ等が震災前に戻っておらず、震災前の債務が負担となって自立再建できない中小企業が多く存在する。また、被災した12市町村では事業再開が本格化するのはいずれからの状況にあり、二重債務の債権買取は今後より一層の需要が見込まれることから、東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期間の平成30年3月以降の延長に必要な措置を講じるとともに、福島県産業復興機構の投資期間を平成30年4月以降も延長すること。

69 工業団地造成利子補給金事業の継続

【復興庁、経済産業省】

企業立地の受け皿となる工業団地の整備を着実に推進するため、平成30年度以降も造成に係る借入金の利子補給を継続すること。

70 工業用水道施設整備補助制度の拡充

【経済産業省】

- (1) 強靱化事業に係る工業用水道事業費補助金の予算を確保するとともに、補助制度の継続を図ること。
- (2) 東日本大震災の被災地域に対して、工業用水道施設の整備に係る補助金の嵩上げ及び重点配分を行うこと。

71 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業の継続 【経済産業省、中小企業庁】

平成24年度補正予算から始まった、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資などを支援する補助金、通称“ものづくり補助金”については、中小企業等の製品開発等に非常に有効であるため、平成29年度も継続して実施すること。また、被災地域の産業復興を促進するため、被災地域の企業・事業者を優先的に採択すること。

72 放射線量測定指導・助言事業の継続 【復興庁、経済産業省】

今年度同事業により実施されている、工業製品の放射線量の測定・指導・助言を今後も実施するため、平成30年度以降も当該事業を継続するとともに十分な予算を確保すること。

73 公設商業施設運営経費への財政支援 【復興庁、内閣府、経済産業省】

避難解除等区域においては、住民の帰還が進まず、帰還した住民の生活を支えるため市町村が先導的に整備した公設商業施設の安定的な運営が課題となっている。また、住民の帰還が進まないことにより、小売事業者の帰還が進まないという悪循環が生じている。

については、住民の買物環境を確保し、住民及び小売事業者の帰還を促進するため、市町村の公設商業施設が自立的な経営が可能になるまでの間、当県が実施する市町村公設商業施設の運営支援事業に対して予算を確保すること。

74 被災者等に対する公共職業能力開発施設（県立テクノアカデミー）授業料等減免措置に係る交付金措置の継続

【厚生労働省】

地域の基盤産業の人材を育成している公共職業能力開発施設（県立テクノアカデミー）において、被災者の支援を行うため、授業料等減免措置に対する交付金等の措置を継続すること。

75 情報処理技能者養成施設（いわきコンピュータ・カレッジ）への運営補助の継続

【厚生労働省】

平成29年度政府予算において継続が認められた情報処理技能者養成施設（いわきコンピュータ・カレッジ）のコンピュータリース料に要する経費に係る補助については、平成30年度以降も同様の内容で補助を継続すること。

VI 農林水産業

76 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における食材等の提供実績のPR

【復興庁、農林水産省、内閣官房】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が提供する飲食サービスにおいて、当県産農林水産物が提供された場合に、その高い品質と安全性を世界に向けて効果的にPRできる方策について、組織委員会等と調整し、実現すること。

77 早期の営農再開に向けた仮置場としている除染特別地域の農地の原状回復

【復興庁、環境省】

除染特別地域の仮置場としている農地については、優良農地である場合が多く、早期に営農再開する必要があり、原状回復の後に引き渡すこととされているが、その具体的な方法が示されていないことから、早急に除染ガイドライン等において、水田や畑地としての機能の回復も含めた原状回復について具体的手順を示すとともに、必要な暗渠、用排水路等の工事等を国の責任のもと確実に実施したうえで農業者へ引き渡すこと。

78 福島県営農再開支援事業の基金積み増し及び事業の継続

【復興庁、農林水産省】

避難指示が解除された地域等において、農業者が帰還し、安心して営農再開できる環境を整備するため、福島県営農再開支援事業の財源である基金を積み増すために必要な予算を十分に確保すること。また、本格的な営農再開を図っていく上で、当面、平成32年度まで事業を継続すること。

79 放射性物質対策技術開発の継続

【復興庁、農林水産省、水産庁】

避難地域等において、農林漁業者が帰還し、安心して事業・生業を再開するため、国は責任を持って放射性物質対策技術開発に引き続き取り組むこと。

80 「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」後継事業の創設

【復興庁、農林水産省】

避難地域等における営農再開の加速化及び被災地域における水産業の復旧・復興を促進するため、引き続き先端技術を駆使した新しい農林水産技術の開発と体系化を図る必要があることから、現地における実規模での実用化研究に必要な「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」の後継事業を創設すること。

81 相続時登記を促進するための制度の創設

【農林水産省】

農地の相続において、登記名義人が変更されずに権利関係が不明確となることは、農地集積・集約化を阻害するとともに、遊休農地化が進む要因となることから、相続未登記農地について登記を促進する新たな制度を創設するなど、実効性のある対策を講じること。

82 農地中間管理事業における十分な予算の確保等

【農林水産省】

(1) 農地中間管理事業等推進事業の予算確保

長期展望をもって担い手への農地集積・集約化に取り組めるよう、農地中間管理機構の運営に必要な事業推進費については、十分な予算を確保するとともに、新たな地方負担を求めないこと。

(2) 機構集積協力金の予算確保と弾力的な制度運用

機構集積協力金については、円滑に事業を推進するため、国の示す単価で交付できるよう、十分な予算を確保すること。併せて、国から県への配分額の算定基礎となる面積については、新規集積面積のみならず、効率的な農地利用や面的集積につながる場合の担い手の農地の貸借も対象とするなど、弾力的な制度運用を図ること。

83 地域農業の担い手に対する支援策の創設

【農林水産省】

力強い農業構造の実現のためには、意欲的に規模拡大等に取り組む農業者を支援することが重要であることから、「担い手確保・経営強化支援事業」について、T P Pの発効いかににかかわらず、継続して実施するための予算を措置すること。

84 農業経営基盤強化準備金制度の継続及び拡充

【農林水産省】

効率的かつ安定的な農業経営の育成に向けて農業経営基盤強化準備金制度は極めて有効であることから、当該制度を延長すること。

85 新規就農者の確保に向けた支援策の拡充

【農林水産省】

過疎化が進行している中山間地域等の農業を維持するためには、増加している45歳以上のUターン新規就農者等を地域の担い手として確保することが重要であることから、次の支援策の拡充を図ること。

(1) 農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金）における年齢要件を緩和すること。

(2) 農の雇用事業の年齢要件を緩和するとともに、助成期間を延長すること。

86 有害鳥獣による農作物等被害防止対策の充実・強化

【復興庁、農林水産省】

当県は原子力災害事故に伴い、避難指示区域に接した阿武隈高地から阿武隈川以東の地区において、イノシシなど有害鳥獣の生息数が増加し、住民帰還や営農再開を進める上での大きな障害となっている。さらに、生息域及び被害は中通り地方や会津地方にも拡大し、その被害が大きな課題となっていることから、鳥獣被害対策を強化し広域的に取り組む必要がある。

(1) 鳥獣被害防止総合対策交付金

当県では、本交付金（推進事業、整備事業）を活用し生息環境管理、被害防除、個体数管理の3つの対策を地域ぐるみで総合的に取り組むことを積極的に進めていることから、イノシシなどの捕獲活動に対する支援に加え、電気柵の設置などの整備事業についても十分な予算の確保を図ること。

87 農業経営の復旧・復興のための金融支援の継続

【復興庁、農林水産省】

東日本大震災の被災農業者等に対する農業制度資金の融通については、平成26年度から原発事故の被災農業者等についても新たに対象として、最長18年間の無利子化措置や無担保無保証人での融資措置が継続されたところであるが、被災地域の復旧・復興には、なお時間を要する状況にあることから、農業経営の復旧・復興のための金融支援（財特法特例、無利子化及び無担保・無保証人措置）について、当面、平成32年度まで継続すること。

88 風評被害の影響等を考慮した農業経営収入保険制度の運営

【農林水産省】

当県においては、原子力発電所事故による風評被害の影響等から農産物等の価格が下落している状況にあるため、これら当県特有の課題を考慮し、基準収入金額の算定に当っては、当県農産物等の価格と全国平均価格との価格差が震災前と同程度となるよう価格調整を行うなど、当県農業者が安心して農業経営を行えるような制度とすること。

また、避難を余儀なくされたことで営農継続が困難であった農業者に対しての制度適用について配慮すること。

89 経営所得安定対策等推進事業費の十分な予算確保

【農林水産省】

平成30年度からの米政策の見直しに伴い、水田フル活用を図るための飼料用米や園芸作物等の高収益作物の取組が拡大し、地域農業再生協議会が行う推進活動や現地確認等の業務量の増加が見込まれることから、経営所得安定対策等推進事務費補助金にあっては、地域農業再生協議会で必要な経費を十分に配分できるよう予算措置を講じること。

90 6次産業化に係る予算の確保と支援の拡充

【農林水産省】

原子力発電所事故から農林水産業の復興を果たし、農林漁業者等の所得の向上と雇用の確保を図るためには、豊かな農林水産資源を基盤とした地域産業を創出する6次産業化を促進することが極めて重要であることから、支援体制整備や事業者による新商品開発・製造、販路開拓等をはじめ、農林漁業者と多様な業種の事業者とのネットワークを構築する交流会や商談会の開催など、6次産業化の支援を拡充しながら継続して実施することが不可欠である。

そのため、当県農林水産業の復興を牽引する6次産業化が円滑に推進できるよう、6次産業化ネットワーク活動交付金について、十分な予算を確保するとともに対象経費の拡充を図ること。

91 東日本大震災農業生産対策交付金、強い農業づくり交付金及び産地パワーアップ事業の予算確保

【復興庁、農林水産省】

(1) 東日本大震災農業生産対策交付金の予算確保

地震・津波被害に加え、原子力発電所の事故により甚大な被害を被った当県農業の着実な復興を図るためには、農業生産力や自給飼料生産力の回復、販売力の回復が不可欠であることから、本交付金について十分な予算を確保すること。

また、震災復興特別交付税による負担軽減措置を継続すること。

(2) 強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業の予算確保

地域の農業生産力を発揮し、当県農業が力強く発展するためには、地域の特長や強みを生かした取組により、農業生産の大規模化や農産物流通の合理化を図ることが必要である。このため、市町村等が要望する全ての地区において事業が実施できるよう、補正予算も含め、十分な予算確保を図ること。

92 畜産経営安定対策（肉用牛肥育経営安定特別対策事業、養豚経営安定対策事業）の強化

【農林水産省】

T P P 発効に合わせた対策として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業と養豚経営安定対策事業を強化するとした法制度について、これまでの畜産物の関税など国境措置の引き下げ等により畜産経営が想定以上に厳しい状況が続いていることから、T P P 発効の有無にかかわらず、事業内容の強化を実施すること。

93 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）の予算の確保

【農林水産省】

当県においては、震災・原発事故からの畜産の復興を加速化させるとともに、競争力を強化する必要があることから、輸入畜産物との競合が避けられない畜産業における施設整備や機械導入等による低コスト生産を図るため、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の十分な予算を確保すること。

94 水産物の出荷制限指示の解除

【厚生労働省、水産庁】

当県の本格的な漁業の再開に向け、11魚種（H29.4月末）の出荷制限指示の解除が重要な要件である。しかし、11魚種には、当県海域での生息が極めて稀で、海況等の影響により偶然漁獲された種が含まれているため、現行の出荷制限指示解除のための要件を満たすことが極めて困難となっている。

そこで、当県水産物に対する出荷制限指示の解除を早期に進め、当県水産業の復興を加速させるため、出荷制限指示の解除に当たって、分類、生態等の知見を用いて判断することなど、新たな判断要件を追加すること。

95 水産業復旧関連事業の継続

【復興庁、水産庁】

当県では、国の支援により漁場の復旧や、漁船、共同利用施設等の水産基盤の復旧を進めてきたが、原子力災害の影響によりこれらの復旧は他県より遅れている状況にあることから、当県水産業の復興のために必要な漁業生産基盤の一体的な復旧・復興に向け、引き続き予算を確保すること。

96 種苗放流支援事業の継続

【復興庁、水産庁】

当県では平成30年10月を目途に水産種苗研究・生産施設の整備を進めているが、種苗生産施設の復旧整備が完了し、震災以前同様、漁業者等の負担による種苗生産体制が整うまでの間、引き続き、種苗放流に取り組めるよう「被災海域における種苗放流支援事業」による支援を継続すること。

また、当県における原子力災害の特殊事情に鑑み、復興創生期間後においても支援を継続すること。

97 農業競争力強化基盤整備事業等の面積要件緩和

【農林水産省】

当県では、原発事故に起因する風評により未だ農産物価格が回復しない状況にあり、農業の再生には地域特性を生かした多様な農産物の生産と高収益作物の導入を行うための農業基盤整備が必要となっている。

このため、小規模面積で農業所得向上が可能な園芸団地を整備できるよう、農業競争力強化基盤整備事業等、水田の畑地化・汎用化を行うほ場整備事業と促進費等の関連付帯事業について県営事業の面積要件緩和を行うこと。

98 復興・再生に向けた人員及び予算の確保

【復興庁、農林水産省、林野庁】

(1) 復興・再生に向けた人員確保

避難指示区域における早期の営農再開を図るためには、被災農地・農業用施設の復旧とともに効率的な営農を可能とするほ場整備を早急に進めることが不可欠となっていることから、農業農村整備に関する専門知識を有する人員を継続的かつ十分に確保する必要がある。

また、広大な海岸防災林の着実かつ計画的な復旧を図るため、専門的知識を有する人員を継続的かつ十分に確保する必要がある。

このため、引き続き国において、知事会などと連携を図りつつ、県や市町村に対する人員確保を支援するとともに、国からも中長期的な職員派遣を行うこと。

(2) 復旧・復興事業の現場技術業務に係る予算措置

職員派遣支援による十分な人員確保が困難な場合には、復旧・復興事業の現場技術業務を外部委託するために必要な予算措置を行うこと。

99 農業農村整備及び森林林業再生に係る予算の確保

【農林水産省、林野庁】

当県の農林業の再生を図るためには、生産基盤の整備を着実に推進することにより、生産性の向上を図り、効率的かつ効果的に事業を展開することが必要であることから、農業農村整備や森林林業再生に係る次の予算を十分に確保すること。

(1) 農地の大区画化・汎用化等により営農経費削減を図るための農業競争力強化基盤整備事業費や農山漁村地域整備交付金、地域の防災力向上を図るための農村地域防災減災事業費

(2) 山のみち地域づくり交付金事業について、旧緑資源機構が事業を実施してきた経緯を踏まえ、計画どおりに事業実施するための十分な予算

100 被災12市町村における農地・農業用施設維持管理への支援 【復興庁、農林水産省】

震災前に担い手農家とともに農地や農業用施設の維持管理を行っていた兼業農家や地域住民は、原子力災害により全国各地に長期避難を続けているため、共同で地域の農地維持活動に取り組むことが困難な状況である。

そのため、被災12市町村において、営農再開した農業者等のみでは、農地の草刈りや農道、水路などの農業用施設の維持管理を行うことが困難な地域について、通常のコモ活動が可能となるまでの間、外部委託を含めた維持管理を可能とする交付金制度の創設を求める。

101 日本型直接支払制度の予算の確保

【農林水産省】

(1) 多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、多くの活動組織が地域の共同活動を支援する本交付金に取り組んでいることから、資源向上支払（長寿命化）や推進交付金について、平成30年度において十分な予算を確保すること。

(2) 環境保全型農業直接支払交付金

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、安定した支援制度として自然環境の保全に資する農業生産活動に取り組む農業者を支援するため、必要な予算の確保を行うこと。

102 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）の事業継続

【農林水産省】

国営造成施設管理体制整備促進事業は、平成29年度に事業終期を迎えるが、農業水利施設の管理体制は、農業者の高齢化や集落機能の低下により弱体化している。

このため、引き続き土地改良区等関係機関の機能を強化していく必要があることから、平成30年度以降も事業を継続すること。

103 国営土地改良事業の予算確保及び計画的な採択

【農林水産省】

当県の基幹的な農業水利施設の多くは、昭和40年代に整備されたことから、老朽化が急速に進行し、突発事故の発生件数も増加しており、早急に対策を講じる必要があるため、国営かんがい排水事業継続地区（安積疏水二期・会津南部・会津北部）及び国営施設応急対策事業調査地区（雄国山麓・母畑・隈戸川）の予算を十分に確保するとともに、施設の劣化状況に合わせた計画的な事業採択を行うこと。

104 農業用ため池等の放射性物質対策

【復興庁、農林水産省】

福島再生加速化交付金制度を活用した「農業用ため池等における放射性物質対策」について、全ての市町村の事業が終了するまでに要する予算や事業期間の確保について、国が責任を持って対応すること。

105 治山・林道施設におけるストックマネジメントに係る施設設計策定

【林野庁】

治山施設や林道施設におけるストックマネジメントに係る予算の確保・拡充について、治山施設や、林道の橋梁、トンネル等におけるインフラの長寿命化に向けた施設計画策定に対する新規事業の創設もしくは特別交付税措置を講じること。

106 林業従事者の確保・育成

【復興庁、厚生労働省、林野庁】

(1) 新規参入等促進対策

林業就業者の確保と育成を図るため、緑の雇用事業における研修期間の空白期間を無くし通年雇用を図るために支援を拡充すること。

(2) 社会保障費用の充実

林業就業者の雇用環境の改善を図るため、事業主が負担する退職金共済掛金や雇用保険掛金の助成、一人親方労災保険掛金の助成を行うなど、社会保障の支援対策を創設すること。

107 栽培きのこの生産再開に向けた支援

【復興庁、林野庁】

(1) 出荷制限区域におけるきのこ生産再開に向けた支援

出荷制限で生産を休止しているきのこ生産者が生産の再開や原木栽培から菌床栽培への栽培形態等の切り替えを行うため、きのこ生産施設の整備や生産資材の調達について支援内容を拡大し、生産再開を促進する予算を確保すること。

(2) 原木きのこ生産再開に向けた支援

原木きのこ生産者が、生産再開や規模拡大を図るため、きのこ原木の購入価格において震災前より高くなった分（かかり増し経費）について、東京電力から賠償金が支払われるまでの間、必要な経費を支援するための予算を確保すること。

(3) 栽培きのこのにおける生産資材の継続支援

栽培きのこの生産については、未だ震災前の状況に回復していないことから、原木やおが粉などの生産資材の調達について、引き続き十分な支援を行うこと。

108 避難地域の解除に伴う林業・木材産業への支援

【復興庁、林野庁】

(1) 放射性物質に対応した木材非破壊検査機器の導入と木材利用マニュアルの整備

避難指示解除区域内の放射線量率の高い地域における木材利用を進めるため、木材非破壊検査機器の導入を図る予算を確保するとともに、これらの検査機器を活用した木材利用に関する運用マニュアルを整備すること。

(2) 放射性物質により汚染された林産物の処理に関する継続支援

避難指示解除区域から今後産出される木材出荷に対応した、バーク処理に関する支援を継続する予算を確保するとともに、森林再生事業等の進展により新たに生産増加となるバーク処理の費用についても、被害の実態を踏まえたうえで賠償の対象とするよう東電に働きかけを行うこと。

(3) 高性能林業機械の導入支援制度の拡充

避難指示が解除された区域等における林業従事者の被ばく低減対策と森林整備の促進に必要な高性能林業機械の必要な予算を確保するとともに、導入支援の拡充をはかること。

109 山菜・野生きのこの振興

【復興庁、厚生労働省、林野庁】

(1) 野生きのこの出荷制限

野生きのこのについては、1品目でも基準値を超過した場合、市町村ごとに全ての野生きのこの出荷が制限されることから、山菜と同じように品目別の制限とすること。

また、出荷制限の解除に当たっては、品目毎の解除だけではなく、腐性菌や菌根菌等大きな分類ごとの解除について検討すること。

(2) 山菜の発生環境の整備

山菜の採取や出荷再開を進めるため、施肥等の放射性物質の吸収を抑制して山菜を生産することができる「モデル地区」を整備するための予算を引き続き確保すること。

(3) 非破壊検査機器の使用

効率的な出荷制限解除に向け、山菜や野生きのこを破壊せずに測定することができる食品用非破壊検査機器の使用を認めるとともに、必要な機器の配備を進めること。

110 木造公共施設の整備促進

【復興庁、林野庁】

(1) 木造公共施設等の整備促進

木造公共施設等整備の加速化を図るため、森林林業再生基盤づくり交付金の予算の拡充や新たな支援施策を創出すること。

(2) 福島県産木材の積極的な活用

公共建築物等木材利用促進法に基づき国が整備する公共建築物や、オリンピック・パラリンピック関連施設や木製品において、当県で生産された木材が積極的に活用されるよう取り組むこと。

111 海岸防災林造成事業に係る予算の確保

【復興庁、林野庁】

海岸防災林造成事業実施に係る事業予算について、海岸防災林の完成に向け、事業完了に至るまでの年度予算及び全体計画事業費を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

112 海岸防災林の整備区域内における震災瓦礫等の撤去

【環境省】

海岸防災林の整備区域内に仮置きされている震災瓦礫等について、事業進捗に支障が生じないように、撤去までのスケジュールを早期に示すこと。

Ⅶ 県土整備

113 復旧・復興事業における施工確保

【国土交通省】

大規模な復旧・復興工事が最盛期を迎える中、引き続き、入札不調や施工確保への対策が必要であり、さらに東京オリンピック・パラリンピック関連事業の影響により資機材や労働者の不足が懸念されることから、現在適用している復興係数については、復興・創生期間が終了する平成32年度まで継続すること。

114 福島県の復興を牽引し「街なかのにぎわいと安全」を支える街路整備事業の財源の確保

【復興庁、財務省、国土交通省】

街路は、都市の骨格を形成し、都市の活動を支える役割に加え、都市防災機能など多面的な機能を有しており、計画的な整備が求められるが、近年、事業費の減少が著しく、復興を支える都市活動の実現に支障を来している。

今後、復興を加速化させようとしている当県に対し十分な財源を確保すること。

115 県土復興のための防災・減災関連事業の促進

【国土交通省】

当県では東日本大震災に加え、新潟・福島豪雨や台風15号、関東・東北豪雨により県内全域で甚大な被害を受けているため、県の実情をふまえた治水対策や土砂災害対策を推進し、県民生活の安全・安心を確保することから、以下の措置を講じること。

- (1) 新潟・福島豪雨により甚大な被害を受けた只見川等の治水対策に必要な防災・安全交付金等について、十分かつ安定的な予算を確保すること。

(2) 河川及び砂防の直轄事業を推進すること。

(3) 砂防施設等における長寿命化計画に基づく点検調査の交付要件が平成30年度までとなっていることから、平成31年度以降も引き続き対象とするよう財政支援等を講じること。

116 避難指示区域内における災害査定の円滑な実施

【財務省、国土交通省】

東日本大震災による被災箇所については、災害査定の実施時期の延長や査定の簡素化等の措置がなされているところであるが、未査定箇所については、今後も継続すること。

117 避難指示解除区域等の土砂災害防止法に基づく基礎調査に対する財政支援

【復興庁、総務省、財務省、国土交通省】

東日本大震災原発事故による避難指示解除区域等の土砂災害防止法に基づく基礎調査について、「震災復興特別交付税」の措置等による財政支援を講じること。

118 積雪寒冷地域の除雪費増加に伴う財政支援

【財務省、国土交通省】

近年の異常降雪や労務単価等の高騰により除雪費が増加していることから、適切な時期に雪寒法で定める国費率に基づき、十分な財源措置を講じた上で、適切な時期に必要な除雪費を配分すること。

119 大規模民間建築物等及び民間住宅の耐震改修に対する財政支援 【国土交通省】

耐震改修促進法改正に伴い耐震改修が必要となる大規模民間建築物等に対する交付金を十分に確保するとともに、耐震対策緊急促進事業の適用期間を延長し、事業者及び地方の負担を軽減すること。

住宅の耐震化目標の達成に向け、地方公共団体が実施する民間住宅の耐震改修補助に対する交付率を引上げ、事業者及び地方の負担を軽減するとともに、必要な財源を確保すること。

120 建築確認申請等手数料の減免に対する財政支援 【国土交通省】

特定行政庁が行う建築確認申請等の手数料減免に対して、平成30年度以降も震災復興特別交付税の措置を講じること。

また、指定確認検査機関が行う相当数の建築確認申請等の手数料減免について、平成30年度以降も国庫補助を行うこと。

121 長寿命化対策事業等に対する地方財政措置の拡充 【総務省、農林水産省、国土交通省】

「公共施設等適正管理推進事業債（仮称）」の対象施設に、「河川管理施設」、「海岸施設（建設・港湾・漁港）」、「砂防関係施設」、「港湾施設」、「漁港施設」、「空港施設」、「公園施設」、「県営住宅」等を追加し、財政支援を講じること。

122 福島空港の防災拠点等への位置づけ及び空港管理への財政支援 【内閣府、総務省、国土交通省】

福島空港が東日本大震災時に果たした役割を踏まえ、今後、首都直下地震など大規模かつ広域的な災害において、救援活動の拠点及び首都圏のバックアップ空港として活用するよう、国の防災計画等へ位置づけるとともに、防災拠点として必要な施設等の整備を行うこと。

また、原子力災害等に伴う風評・風化被害の影響で十分な財源を確保できない状況にある当県にとって、補助制度がない空港関連施設・車両の更新のための財源確保が大きな課題となっている。

ついては、空港の安全確保のため、緊急対応時に必要不可欠な大型消防車や除雪関係車両などの特殊車両の更新及びテレビ受信障害対策施設の更新について、補助制度等の財政支援を講じること。

123 福島空港の滑走路端安全区域（RESA）対策に関する整備 の支援

【国土交通省】

今後の空港利用拡大に向けて、航空機が安全に活用できる基準を満たし、防災拠点としての役目を果たせる空港の整備に必要な、安定した財源確保と財政支援を講じること。

124 原子力発電所事故に伴う風評やいじめ、差別等を防止する教育
【復興庁、文部科学省】

(1) 放射線教育の充実

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、学習指導要領解説に放射線教育に関する事項を記載するとともに、文部科学省の放射線教育副読本の改訂に当たっては、当県と十分協議をすること。

また、文部科学省から全国の教育委員会に対して、当県が作成した放射線教育の教材等の使用について指導助言することにより、正しい情報発信・放射線教育が行われるよう努めること。

さらに、放射線教育や防災教育のさらなる充実に向けた当県の取組に対する財政的支援を講じること。

(2) 道徳や人権教育の充実

全国の児童生徒が、人権や命、家族愛などに関する思いが深まるよう、当県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

125 公立小・中学校の施設整備の促進

【文部科学省】

施設の老朽化に伴う環境改善を図るための公立学校施設整備事業について未採択となる事例があり、学校施設が使用できなくなる恐れがあることから、必要な財源を当初予算において確保すること。

126 少人数教育推進のための教職員定数の改善

【復興庁、総務省、文部科学省】

学校現場を取り巻く課題が複雑化・困難化し、教職員が多忙化していることから、少人数教育のさらなる改善のため、30人程度学級編制による教職員定数の一層の改善を計画的に実現すること。

127 子どもたちの健やかな成長を支える取組

【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災により就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」については、全額国庫負担により、現行制度と同様の枠組みで継続するとともに、現行就学援助に対する財政支援の拡充を図ること。

(2) 学校給食の放射性物質検査の継続

児童生徒や保護者の学校給食に対する不安が払拭されていないため、学校給食用食材の放射性物質検査に係る全ての経費について、震災復興特別交付税での財源措置を継続すること。

(3) 部活動指導員を活用するための予算の確保

教員が子どもたちと向き合う時間を確保できるようにするため、4月に制度化された「部活動指導員」を有効活用するための十分な予算を確保すること。

128 被災した文化財への支援

【復興庁、総務省、文部科学省、文化庁】

(1) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への支援の継続

復興事業に伴う埋蔵文化財調査のために、他県からの埋蔵文化財専門職員派遣を受け入れるための経費について、継続的に予算措置を講じること。

(2) 被災した博物館資料の管理保管に関する予算措置

東日本大震災で被災した博物館資料の修理及び仮保管施設で管理保管するための予算措置を継続すること。